

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成26年3月5日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

10番 鈴木良道君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小座野定信 議員
- (2) 矢口龍人 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小座野 定 信 議員
- (2) 矢 口 龍 人 議員
- (3) 山 内 庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	小座野定信	1. 市長の政治姿勢について
		2. 市長の職員人事施策について
		3. 市長の危機管理意識と市民協働について
		4. 社会保障制度に対する基本的な考え方について
(2)	矢口龍人	1. 石岡斎場の供用化について
		2. 新たな農業・農村政策について
		3. 石岡台地土地改良区への賦課金について
		4. 千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸計画について
		5. 下稲吉小学校の今後の建設計画について
(3)	山内庄兵衛	1. 防災行政について
		2. 放射能対策について
		3. 環境行政について
		4. 林道の管理について
		5. 保健福祉行政について
		6. 市長の政治姿勢について
		7. 石岡地方斎場について
		8. 五輪堂橋について
		9. 漁業対策について
		10. 小規模学校を活かした教育振興策について

開 議 午前10時00分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。
よろしく願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場であります。

法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○副議長（中根光男君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番 小座野定信君。

[1 1 番 小座野定信君登壇]

○11番（小座野定信君）

おはようございます。

ことは冬季オリンピックという年で、ソチ大会、そして、その中で若い選手の活躍が非常に目立ちました。金メダル、そして銀メダル、銅メダルと、また、メダルをとれなかった各選手も精いっぱい演技を見せていただき、我々日本国民としても非常に感銘を受けたことと思います。

また、ことし4月からは消費税が5%から8%と大きな社会問題となっており、各家庭においても平均所得の中で年間7万円という負担を強いられることになりました。この消費税アップということも我々の社会保障制度にどのように生かされていくか、かすみがうら市議会議員の1人としても注目をしていき、そしてまた、県・国などにも要望を重ねていきたいと思っているところでございます。

さて、平成26年第1回定例会に当たりまして、ご通告してあるとおり質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、市長の政治姿勢につきましてお伺いしていきたいと思っております。

市長は、就任されてからはや3年7カ月という間、議会に対しまして定数削減、報酬削減、そして市長が先導によるリコール運動と、議会がいかに悪者かのような扱いをし、議会軽視と思われる姿勢を通してまいりました。これはまさに議会制民主主義に対する挑戦であり、冒瀆するものであります。市長の政治姿勢をお伺いいたします。

2つ目としまして、かすみがうら市の財政につきましてお伺いいたします。

市長は、常々このままではかすみがうら市は財政破綻すると訴えております。その根拠はまさに不明瞭であります。かすみがうら市の財政資力を全国レベルで見ますと、全国に1,741の自治体があるわけでございます。この自治体のうち、かすみがうら市は上位である540番目という位置におられるわけでございます。すなわち3分の1以上、真ん中よりもずっと上、メダルで言うならば銀メダルのあたりにいるのではないかというふうに察するところでありますが、常々市長

が言っていることがもし本当であれば、全国の1,000以上の自治体が財政破綻の危機にあるということになってしまうわけでございます。市長の発言には大きな影響力があり、市民に大きな誤解、そして不安を与えることになっているのではないのでしょうか。

議会費や職員給与を削減しようという常々市長は議会の経費、議会の報酬等を、また、職員の給与を削減しようとしてきましたが、その手法には大きな疑問を感じているところであります。市長のお考え、また、姿勢をお伺いいたします。

次に、2番目といたしまして、職員人事施策につきましてお伺いいたします。

人材の見地から見た政治姿勢につきまして、市の職員は市長の政策の実現のための最もの理解者であり、また、協力者として欠かせるものではありません。有能な職員を育成することも市長としての大きな仕事の1つであり、しかし、市長は市の職員の給与削減案を何度なく、労使交渉も進まないまま提案してきましたが、自治体の長として市長と職員との関係をどのようにお考えなのか。そして、今後どのように職員を教育していくのかお伺いしていきたくと思います。

②といたしまして、職員の配置と被災地派遣につきましてお伺い申し上げます。

市長は、市の職員が多いと常々言うておりますが、実際には残業によって職務を遂行している部署が非常に多いと伺っております。そのような中、市長は、新年度において3名の職員の被災地派遣を決定しているようでございますが、今回の機構改革は職員が少ないために行った。いわゆる課としての機能が保てない。失われつつある。そういう中での機構改革ではないのでしょうか。市の職員は本当に余っているのか、その根拠を含め、市長の見解をお伺いいたしたいと思っております。

次に、危機管理意識と市民協働についてお伺いいたします。

市長は、市長の就任以来、東日本大震災や台風、そして45年ぶりということしの大雪によりまして、災害や天災に際し、数々の課題が浮き彫りになってきております。これまで当行政が要請してきた市民協働体が崩れたことにより、有事の際における協力が得られない状態になっているのではないかと察しているところでございます。具体的に申しますれば、この震災の後、3年前の震災には毛布、そして水、食料、また燃料と、またあと、子どもたちのミルク、おしめ等の配備設置はどのようにしているのかお伺いしていきたくと思います。

次に、社会保障制度に対する基本的な考え方について申し上げます。

先ほど冒頭にちょっと触れてまいりましたが、消費税アップによる社会保障制度の充実ということで政府も言っているようでございますが、本市において生活弱者に対する対応、そして全国的にも年々ふえている生活弱者、また生活困窮者、現在、当市ではこの10年間でどれだけふえたのか、また減っているのかをお伺いしていきたくと思います。

1回目の質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

小座野議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市長の政治姿勢についてお答えいたします。

まず1番、議会との関係についてお答えいたします。

前回の市長選挙においては、私の政治信条であります、市民が主役のまちづくりを実現するための幾つかの選挙公約を掲げ、当選させていただきました。

その公約の1つ、行財政改革の一環として、市議会議員定数もしくは報酬の25%削減をお願いしたところ、議員提案という形で、議員の皆さんみずからが率先垂範の精神で、自分たちにとって厳しい道を選択してくださったことや、議員の皆様のご理解のおかげで、市議会のテレビ中継が始まり、開かれた議会の第一歩が踏み出せたこと、千代田庁舎の改修工事を初めとする震災からの復興についても、議員の皆様が力強い支援のおかげで速やかな対応ができたことなど、市議会の皆様には深く感謝をいたしているところでございます。

これからも、魅力あるまちづくりのため、市と市議会がお互い切磋琢磨しながら、かすみがうら市の両輪として進んでいきたいと考えております。

次に、かすみがうら市の財政についてお答えいたします。

私が市長をお引き受けした時点では、本市のみならず、国、地方とも全国的に危機的な財政状況であると言われており、私もそう感じておりました。

私は、今まで次代を担う若い人や子どもたち、次の世代に負の遺産を残してはいけない。よいものを残していくことが我々現役世代の責務であるという思いで行政運営をしてまいりました。これからもその思いは変わりません。

今回、提案させていただく平成26年度の予算においても、これら行財政改革の成果として生み出されたお金を、子育て支援策など未来志向の政策に活用させていただく予算案を組ませていただきました。

子育てしやすいまちづくりを進め、子育て世代を本市に定着させることが最終的には高齢者対策など、全ての政策に通じていくと考えております。議員の皆様方のご理解と引き続きのご支援をお願いいたします。

2点目、職員人事施策についてお答えいたします。

最初に1番、人材的見地から見た政治姿勢についてお答えいたします。

市職員は全体の奉仕者であることを自覚し、市民の期待に応えるため、日々業務に当たる必要があることは言うまでもなく、私としても職員の意識改革を図るとともに、市民目線に立った行政運営を行うよう、職員に事あるごと指示をしてまいりました。

自治体の長である市長は、市を代表する立場でありますので、今後も市民の皆さんに納得していただける行政運営を目指し、補助機関である職員と力を合わせ行政課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2番、職員の配置と被災地支援についてお答えいたします。

まず、職員数の見通しですが、平成26年2月1日現在で全職員数は432人、このうち消防職や保育士等を除く行政職員数は283人となっており、4月1日には、再任用職員を除いて全職員数が408人、行政職員数は266人となる見込みとなっており、被災地への派遣職員3人もその中に含まれております。

職員数の削減も大分進んでおり、被災地への職員派遣は、本市の組織運営において厳しい現状

があることは私自身も十分に理解しておりますが、復興を支援するという見地、災害対応への経験を通じ、自治体の能力を高めるという視点などから派遣を行うものでありますので、機構改革とは切り離して考えているものであります。

ご指摘がありました、職員不足のため機構改革で対応しようとしているという点につきましては、当初から職員数の削減への対応だけでなく、類似団体などとも比較して適正規模の行政組織と職員数とするため、定年退職者数と、ある程度の勧奨退職等を見込んで検討してきた経過があり、特に市民生活に影響がないよう、市長公室や総務部といった内部の管理部門の縮小を中心に見直しを想定していたものであります。

また、今回の見直しにおいては、現行の部制の中で可能な限りスリム化を図った内容であると思っておりますが、合併以来、職員数の適正化を進めつつも、部の編成の見直しは行っておりませんので、中期的にはこのような部分も含めて抜本的な対応が必要だろうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目、危機管理意識と市民協働についてお答えいたします。

東日本大震災から間もなく3年が経過しようとしております。この震災におきまして尊い命を落とされた数多くの皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

ご承知のように、東日本大震災の際には、本市におきましても、これまで経験のない震度6弱を記録し、幸いにも人命にかかわる被害こそなかったものの、停電や長期間にわたる断水など大変混乱いたしました。

市の対応におきましても、初動体制や情報伝達などさまざまな課題が見出され、これらの課題解消に向け、市地域防災計画を改定し、備蓄品、防災倉庫、防災井戸などの整備、千代田地区への防災無線の設置などを進めるとともに、あわせて災害発生時に役立つ市民のより安全な避難と市の迅速な初動体制の確立を目指した体験型防災訓練を実施することにより、市民、職員の防災意識の向上を図ってきたところであります。

また、災害への対応方法として、自助、共助、公助と言われますが、大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいほど公的支援の機能発生まで時間を要することがあり、このようなときほど、自助、共助が重要と言われております。この共助の一端を担っていただくべく、自主防災組織や災害時に地域のリーダー的存在となる防災士の育成に努めてまいりたいと考えております。

このように、設備、市民、職員が一体となつてこそ、さまざまな災害への的確な対応が可能となると考えておりますので、今後ともその仕組みづくりを推進してまいります。

4点目、社会保障制度に対する基本的な考え方についてお答えいたします。

私たちが生活する上においては、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で自立した生活を維持できなくなる場合が生じます。

生活保護制度は、このような自分たちの能力や資産などを活用し、精いっぱい努力しても、なお生活できない生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く自分の力で生活をしていけるように手助けする制度です。

生活保護の被保護世帯は全国的に増加している中で、本市においても増加の傾向が見られ、平

成17年の合併時と比較しますと1.3倍、被保護世帯の217世帯を世帯類型別で見ると、高齢者世帯、傷病者世帯及び障害者世帯で全体の85%、最近では稼働年齢層と考えられる、その他の世帯も15%に上っております。

このような状況のもと、被保護世帯に対しては生活保障としての経済的支援、生活意欲の向上と自立や就労支援を手助けするために、ケースワーカーによる被保護世帯への訪問を実施し、家庭状況の変化や健康面、就労関係や収入状況などを調査することにより、保護費の適正な支出に努めているところであります。

また、児童の養育などの悩みを抱えるひとり親家庭に対して、家庭相談員等による相談・指導の充実を図り、児童扶養手当を支給することにより、生活の安定の向上を図っているところであります。

生活保護を受けるまでには至らない低所得者に対しましても、関係機関と連携を図り実態の把握に努め、適正な生活保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、自立の支援に努めてまいります。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど1点目、議会との関係について、市長は市民が主役、行政改革という中でのことで、議会に対して理解を求めてもらってありがたいという言葉は初めていただき、私も今まで曇っていた気持ちが幾らかやわらいだような気がいたします。

市長、この件につきましては終わり、職員の人事施策につきまして2回目の質問をしたいと思います。

当然のように職員というのは全体の奉仕者であり、市民の期待に沿うということでございます。そして、26年の2月1日現在で432名、今度は4月から266人になる。部のほうはそのままで、部の中の課を統一するというところでしようけれども、この実際全国レベル、近隣の町村ももちろん見て、市民4万3000強の中での職員総数としては多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、前提であります、もちろんほかとの比較も大事であります、いわゆる類似団体との比較も大事であります、私は類似団体との比較では多少多いとは感じております、それだけでは足りないと思っております。というのは、いわゆる民間的な感覚でその多いとか少ないとかということをやっぱり考えるべきではないかと。そういう視点から職員削減等に取り組んでまいりました。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

行政と民間はまた違いますよね。行政というのはあくまでも営利を目的とする団体でありませんで、行政とは、市長が先ほどおっしゃったように、市民全体の奉仕者ということであるのではないかと思います。そういう中で、民間と他の自治体とは比べられないということがいいのか悪いのか私にはちょっと理解できませんが、先ほどの私の質問は、周りの自治体と比べて多いんですか、少ないんですかというご質問でございます。もう一度お答え願います。

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

小座野議員のご質問に、近隣というか県内の同規模類似団体ということで幾つかの市町村についてお答えいたします。

かすみがうら市、時点なんですけれども、大変申しわけないんですが、資料的には24年4月1日現在ということでご了承いただきたいんですけれども、25年4月1日の常住人口調査で、かすみがうら市が4万2704人の人口。常住人口です。25年4月。常住人口調査というので、ごめんなさい。それということでやらせていただきます。

それから、下妻市4万3969人、北茨城市4万5082人、稲敷市4万5013人、桜川市4万4053人、それから行方市3万6185人、このあたりで比較したいと思います。

その中で24年4月1日現在の総職員数ということでいきますと、かすみがうら市が440人、下妻市が320人、北茨城市が533人、稲敷市が421人、桜川市が419人、行方市が386人でございます。

その中でまた改めて一般行政職ということで比較いたしますと、かすみがうら市が288人、下妻市が228人、北茨城市が221人、稲敷市が265人、桜川市が296人、行方市が263人ということで、類似団体と比較しましても著しく減っているかということであれば、そうではないというような数値となっております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今のお答え聞いていますと、決して少ないほうではない。平均的かなというふうに感じたところでございます。

そういった中で、ことし3月いっぱい36名の職員の方が定年退職を含めておやめになるということですが、今、働き盛りの方も随分おやめになるようです。それはなぜやめていくのか。この非常に就職難の時代にやめてしまうのか。また、非常に精神的な病気を患って休んでいる方が多い。なぜかなというふうに私なりに調査をしたところ、若手よりも中堅の方が非常に多いというふうに私は感じたところであります。

いろいろと聞いてみますと、いろいろな声が聞こえてきます。1つは、市長の言うこと、市長に対して意見をすると、すぐ更迭をされる。そして、また、今回の被災地支援も非常に最初は部長クラス、定年間際の方に対し、お声がけをしたと。言うこと聞けないんだったら、行けないんだったら、参事や、また異動だよというふうになると聞いていますが、市長、どうなんですか、その辺のところ。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

36名の方が最終的にやめるわけでありますが、中堅も含めてやめる理由はいろいろであります。それで、また被災地支援をお願いして断られた方も十数名いるわけでありますが、断られた方の多くがやめる予定であるということでもあります。その後、職場復帰するという人も10名程度います。58歳の人を指名したというのは、もともとの動機は、被災地で復興支援の中で、いわゆる用地交渉、住宅を建てるとか、あるいは新しいまちをつくるとかというところで、用地交渉をする必要性というのはすごく高いみたいです。そういう用地交渉の職員というのは、やはり高年齢の人たちのほうがいいわけですよ。さらにかすみがうら市は役職定年制をここ私になってから3年ぐらいとっていますから、役職定年で高齢の方で、役職を外れて、いわゆる窓口等に行くわけでありますが、いわゆる一兵卒と言ってはまずいんですが、参事級とか副参事級で仕事にスタッフ職として当たってもらうわけでありますが、同じ給料を払うんだったら、同じ人を頼むんだったら、そういうスタッフ職としての同じ仕事を頼むんであったら、若い人を入れた方がいいですよ。そういうことから、高齢者を被災地へ用地交渉等の要員として送るのがいいのではないかとということで、主に高齢者に声をかけた経緯はございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

随分最初の答弁と内容が変わってきたなと今実感しております。最初、市長は、実際の職員の能力アップのために派遣するんだよというふうな内容でのご答弁だったんです。そうしたら、今聞いてみたら、土地買収にかかわることで年配者がいいんだよと。どっちが本当なんですか、これ。本当にその市長が2回目に答弁なされた土地買収をするための職員だということであれば、年配者もいいかもしれませんが、定年をあすに控えて、そして今までこの旧出島村時代、千代田村時代から職員として一生懸命この地元のために頑張ってきた職員に対して、やめる間際になって、おまえ行けと言うのも非常に酷かなと。それを言うこと聞けないんだったら、じゃ、降格だよ。異動だよと。私が感じるにはパワーハラスメント以外に何も考えられないんですね。

私も最初、冒頭に申し上げたとおり、職員というのは市の宝であり財産です。市長にとっては一番近い他人です。でも、その他人でも職員というのは市長の政策の実現に向けて協力し、そして理解して協力する。そういった今まで一生懸命やってきて、恐らく40年近い方もいるでしょう。もっと気持ちよく、このかすみがうら市のために働いていただいたほうがいいのではないかなと。この市長が最初にお答えくださった能力アップのために被災地復興の支援に行くというのは私も反対ではございません。本人の了解がとれればですけども。各職員も家庭の事情がおりかと思えます。話を聞いてみますと、まだ子どもが小さい。小学校にも行っていないような、そういうご家庭を持った若い職員も1人行くというふう聞いております。これもやはり子どもが、市長は政策の中で子育て支援というのをやっているわけですから、そういう中で幾ら公務員とはいいい、半年なり1年なり家をあけるとするのは子どもの成長にとっていかなものかと。これは民間であればしょうがないんですけども、公務員というのは県外のためじゃないです。全体の奉仕者というのは市民に対する奉仕者ですから、その辺をもう少し市長、理解して、職員に対する

理解を持たれたらいかかなというふうに私は考えております。期間等については3人行かれる中でみんなばらばらと聞いております。業務内容もばらばらというふうに聞いておりますけれども、最長でどれぐらいの期間行かれるんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最長で2年というふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

私も旧千代田村時代、この千代田のB&G海洋センターを笹川良一先生率いる日本船舶振興協会、これの補助によってB&G財団を経由していただいていたのが、このB&Gのプールと体育館であります。これをもろうために、誰か1人沖縄に3カ月半研修に行くしかないわけでしたが、私は通告されたのは3週間前でした。急遽職員1人を沖縄に派遣しなくてはならないということで、3週間前に、当時私はまだ若い22歳のときでした。今から33年前ですか。思い浮かべると3カ月の間沖縄で研修し、そして55名の日本全国の47都道府県の友達がおかげでできましたけれども、3カ月というのも非常に長かったです。家族の顔も見たい、まだ私は独身でしたから、好きな女性の顔も見たい。そういう気持ちに追いやられていましたが、この家庭がある方がご近所のつき合い、またその集落のつき合い等も、これどういうふうになるんでしょうかね、市長ね。何で独身の若い職員の能力アップのために行かせることができなかったのか。その辺市長の本当のお考えをお伺いしたい。あくまでも口減らし、職員減らしのために、その高額所得の職員を派遣したんではないかというふうな疑念が私にはどうしてもなくすことができません。明快なご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

結果的には58歳が問題になっておりますが、58歳の保健師が1人行くことになっております。この人は喜んで行ってくれること。行くからにはもう喜んで行っていただくということが前提でありますから、喜んで行っていただけるようであります。3人とも喜んで行っていただきたいわけですが、あとの2人は40代と30代、2名であります。結果的にはそうになりました。58歳の人たちはやめるというので、これはその先ないですから、結果的にはだめになってしまいました。ですから、用地買収という目的は達せられなかったもので、それ以外の業務で行っていただくということになりました。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

市長、この行政改革、私も改革に決して反対ではありません。やはり改革というこの時代の変化とともに、行政も敏感になって改革していくということは大事なことだと思います。しかし、

私が見る限り、市長のやっている行政改革というのは、あくまでも人減らし、口減らし、そしてマイナスだけしかないんですね。改革というのは必要でないものは削る。そして必要なものはプラスしていく。そういった中で将来の見通しがだんだんついてくるのではないかなというふうに私は感じております。

次に入ります。

危機管理と市民協働体につきましてお伺いしてまいります。

思い起こすこと、来週の11日でちょうど震災から3年目を迎えるわけですが、まだまだ市内にはところどころ道路の亀裂や、そして橋の傷み、いろいろと見受けることができます。各家庭におきましても、壁のひび割れ、また、お風呂のタイル割れ、そして玄関の犬走りの割れとか、柱の曲がりとか、各家庭、それぞれ問題をお持ちのようでございます。そういった中、この震災のときには旧千代田庁舎の地下の備蓄倉庫の中に毛布あるいはカップヌードル、そして非常用の水、乾パン等、少しの備蓄があったようでございますが、その後は震災から3年、その備蓄は今どのような形になっておりますか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

備蓄品についてお答えをいたします。

備蓄品につきましては、本年2月現在で、先ほど議員のほうからご質問ございました、例えば水でございますが、1.5リットルのペットボトルであるとか、2リットルのペットボトルであるとか、両方合わせますと約3,000本程度。それから、毛布だと373枚というようなことです。それからあと、食料関係につきましては、アルファ米とかで2400食です。それから、災害用クラッカーなどで1,610食ですね。あとはそのほか水に関しましては防災井戸を各中学校4カ所プラス下稲吉小学校に1カ所ということで5カ所設けて対応をしております。そのほか細かいブルーシートであるとか土のう袋であるとか、そういったものを備蓄しているところでございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

また、この危機管理の意識と市民の協働体につきましてですが、今回の45年ぶりの大雪ということで、各小中学校の通学に対する支障が大きく残ったようでございます。今までですと、宮嶋市長就任前でございますが、市の建設業界の組合員、いわゆる土建業の方々がボランティアで雪かきをして、そして通学路を無事子どもたちが通れるように図ってきたわけでございますが、今回はその通学に対してどのような処置をとっていったのか教育長にお伺いしていきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

まさにまれに見る大雪で、当日は学校長がそれぞれ自分の持ち区を回りまして、私のところに、これは休校にしたいというような報告がございまして、そのほうがいいでしょうということで、

1日は休校の措置をとりました。そして、2月12日でしたか、まだまだ通学路に雪があるところもあるし、路面凍結も予想されますので、これは通勤時間帯の車が多い時間帯は避けようということで、各学校とも2時間おくれということで対応をいたしました。

以上です。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今、教育長がおっしゃった2月12日というのは雪が降ってから4日ぐらいたってからですよ。ですから、トータルで5日、6日なり授業をおくらせていったということかなというふうに思います。非常に子どもたちにとってはせつかくの教育の場で、市長が常々言っている子育て支援、もちろん小中学生も入っているわけですけども、非常にこれは残念です。旧霞ヶ浦町、旧千代田町時代からこの建設業の方々が理解してくださって、雪かきや台風のときの瓦れきの処理、倒木の処理、そして東日本大震災のときにはコンクリート、また石堀、そういった道路に散乱したものの撤去ということを手伝ってくれていたわけですが、なぜこれがこういうふうにそういう今まで理解してくれて、協力してくれた方が、手伝いがなくなったと思いますか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

手伝いがなくなったという話をちょっと今初めて聞いたんですが、手伝いがなくなったんですか。手伝いしていただいたと私は、協定を結んでますので、手伝いをしていただいていたと思って感謝してありますけれども、手伝いがなくなったんですか。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

どの辺を、じゃ、除雪してくれたんですか。私のほうは自分のところの集落の人が、18軒の集落のうちで道路に面している家庭が7軒ほどあるんですが、そこでトラクターを持ち出したり、スコップ持ち出したりして、自分のところの集落はきれいに片づけたんですよ。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、小座野議員さんのご質問にお答えします。

建設業者さんにも9日ですか、依頼をしてございます。災害対策本部が設置されておりませんので、土木部道路整備課が独自に業者選定をしまして、お願いした経過がございます。千代田地区につきましては7社、市道26路線延長約22キロメートル、霞ヶ浦地区につきましては13社、市道路線22路線につきましては延長約37キロメートル、合わせまして48路線、延長59キロメートルを実施してございます。そのほか当市道路整備課に保管していますショベルローダーにおきまして、職員みずからの除雪作業を行った経過がございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

雪というのはご承知のように、降っているときよりも降った後のほうが大変なんですね。その今50何路線かの除雪作業をしたということですが、私もスタッドレスタイヤを履いて市内を少し回ってみたんですが、見かけた様子は残念ながらございませんでした。そしてまた、その通学路になっているところをケイカルと言うんですか、雪を解かすような薬剤ですね。あれの散布をしてくれればいいなというふうに私も思っていたんですが、うちの近所の千代田中学校の周りは非常に坂道が多いんです。日陰も多いということで、つるんつるんなんですよ。消防長の前でつるんつるんなんて言うちょっと失礼なんですけど、そういった凍ってしまった道路に薬剤はどれぐらいまいいたんですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

融雪剤につきましては、坂道等におきましては事前に配布してございました。また、先ほど小座野議員がおっしゃるとおり、雪が降っていた8日につきましては、融雪剤の散布は行っておりません。9日から融雪剤の散布等は行ってありますが、私は今の段階では何袋まいいたかというのは詳細には把握してございません。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

じゃ、土木部長、ちょっと聞きたいんですが、これは道路の維持管理の部分になってくると思うんですね。じゃ、こういう非常時に備えた予算処置というのは、ちょっと私も今予算書ないんですが、どれぐらいあるんですか、もしわかれば教えてもらいたいんですが。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

25年度当初予算でございますが、補修予算としましては4750万ほど予算づけしてございます。その中で、やはり補修工事等が多いものでございますので、流用等も図ってございます。

また、先ほど言いました、業者さんにはお金を支払うということで、まだ精査はしてございませんが、そういう形です。また、融雪剤につきましては何回か購入していますし、私のほうで直接購入に伺っている経過もございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

じゃ、先ほど市長の答弁の中で、市の防災計画をつくっていくということでございましたが、今回の予想もしない、この大雪に対して、この市の防災計画の発令というか、防災計画、これは総務部長のほうで仕切っていると思うんですが、そういう危機管理というのは総務部長、全然なかったんですか。今、土木部長の話ですと、道路管理、薬剤は道路のへりへりに配ってあったよ

と。業者もその50何路線かの除雪はしたよと。その後のことというのは、これはこの防災計画の中でうたっていないんですか。そしてまた、防災非常事態の発令ということもなかったんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の大雪につきましては、2月9日の午前1時に大雪警報というのが発令をされました。それに伴いまして、警報が発令されますと、防災マニュアルがございまして、防災計画で警戒体制第1という体制をとります。防災安全室の担当職員ですね、それから、施設を管理している部署、例えば道路であれば、今土木部長が答弁をされましたが、道路部門については土木部、あとはそれぞれ施設を管理している部署がその対応に当たるということになっております。この間の大雪につきましては、そういうことで防災安全室、それから、土木部なり、それぞれの施設を所管する部署において対応していただいたということでございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

この防災計画の中のトップは当然市長になってくると思うんですが、市長、やはり先ほどの教育長の答弁にもあったように、学校が時間おくれて開校したり、そしてまた、そういう子どもたち、子育て支援というのをうたっているわけですから、もう少しきめ細かな気配り、目配りをしていただきたい。そういうのも含めた中での行財政改革というふうに私は言っていただきたい。マイナスだけが改革ではありません。必要なものはつけ加える。それが本来の改革ではないかというふうに私は考えております。

次に、また、この危機管理の中で、今回の大雪、そして3年前の大震災、教訓を得たと思えます。この大震災で得た教訓をこの大雪にどういうふうに生かしたか。その中で市内には独居老人の方が何人かおられるわけです。その独居老人の方に対してどのような対応をしていったのか、保健福祉部長、お答え願いたいと思えます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

小座野議員さんのご質問にお答えをいたします。

現在、市内においては高齢者のみ、65歳以上の世帯といたしまして2,924世帯あります。そのうち独居高齢者につきましては955名の方というふうに状況を把握してございます。この方の危機管理といたしましては、先ほど議員さんからご質問ありましたように、東日本大震災の惨禍の教訓といたしまして、例えば高齢者の方々、障害者、そういう災害弱者の状況把握ということにつきましては、各地区の民生委員さんを通して、いわゆる要援護者の在宅状況というものを調査してございます。先ほどの大雪あるいは台風の災害、それぞれ災害の多様化というものが最近その規模も大きくなってきているわけですが、そういう災害が発生した場合、そういう情報を各機関が提供をして、それぞれ情報提供をして把握をしながら、その対応に努めていくという

考えは持っています。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

この955名の独居老人の世帯の中には、やはりみんなお年寄りになってくると足腰が痛い、膝が痛い。ましてこの真冬の雪の中では膝が痛い、足が痛い買い物にも行けないような老人の方も多くいるのではないかと思います。そういった中で、東京や横浜、大都市の中では孤独死を迎える老人が毎年毎年おられるようにテレビ、ニュース等で見ておりますが、この市においてそういう買い物難民といいますか、食料を買いに行くにも行けない、そういうお年寄りはいるのでしょうか。また、いないのでしょうか。もしいるとすれば、どのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ただいまの小座野議員さんのご質問にお答えをいたします。

市の事業といたしまして、生活管理指導員派遣事業委託というものがございます。65歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯の方で、そういった日常業務、日常生活に支障のある方への生活支援、そういった業務委託をしております。その中には例えば買い物に行く。あるいは室内の掃除等も委託の中には入っております。そのほかに高齢者の見守りといたしまして、市内6事業者とそれぞれの協定を締結をしているところもございます。例えば生活協同組合の関係、それから、金融機関と、そういった方々と協定を結びまして、それで日常の生活の安全見守り等に努めているところでもございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

ありがとうございました。

それでは、次に移っていききたいと思います。

次に、社会保障制度に対する基本的な考え方ということでございますが、先ほど市長のご答弁の中では17年度217世帯、だんだんふえているというふうなお答えでございました。私もこのことについては認識しているつもりでございますが、こういった中で、生活保護者を装い、不正な受給が社会問題となっております。そして、本当にこの生活保障、生活保護といいますか、必要な方には手厚くやってあげたい。そのためにもこの不正な受給者を撲滅していくのも行政の役割ではないかなというふうに思っております。そういう中で、民生委員さんの活動というのが非常に重要になってくると思うんですが、今、この民生委員さんの活動、また、この生活衛生、生活弱者に対する防御策というのはどのようなことがあるのでしょうか、お教え願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ただいまの小座野議員さんの生活保護受給者に対します不正等の受給というご質問がありました。確かに生活保護の受給者ということになりますと、生活上の義務あるいは指導等には当然従っていただかなければならないというふうに思います。その中で、日常の生活指導につきましては、担当のケースワーカー、職員になりますが、定期的な訪問あるいは65歳未満のまだ就労可能な受給者にはまめな訪問ということを行ってございます。その中で就労支援へ向けたいろいろな支援策、例えばハローワークへ一緒に随行をして、就労に対する調整なりのことはしてございます。

今、小座野議員さんからご指摘の不正受給ということになりますが、不正受給の事実が確認をされたといった場合には、制度に基づいて厳重な対応はさせていただくということになってございます。ご参考までに、最近では石岡市のほうでそういう例がございました。今後とも民生委員さん、あるいは行政区長さん、そういった方の情報提供をいただきながら、随時見守りというか、調査に入っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

続けてお伺いします。じゃ、この市において近年で不正はありましたか。また、不正らしきものは考えられる、見受けられるような事案があれば、名前はもちろん言えないでしょうけれども、あったか、なかったか、その点だけお答え願いたい。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

現時点ではそういう不正受給の例はないものと認識をしております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

不正がないというふうに当然疑わしきは罰せずという基本の中でのご答弁かと思えます。

市長、この中で2つほど私は提案したいんです。今、木村部長のほうから働けそうな年代の人はハローワークに行かせる。また、行った実績を見るというふうな事務手続の流れの中でやっていると思うんですが、このかすみがうら市というのは特殊なところで、石岡市のハローワークと土浦市のハローワーク、例えば企業の場合、募集するときは両方に募集できるんですね、かすみがうら市というのは。でありますので、ちょうどこの中心部のかすみがうら市にハローワークの出張所、週に1日でも2日でもいいんですよ。ハローワークの職員の方に来ていただいて、就職相談、生活困窮者の方なんかをどこかの会議室に、一般の方をもちろん入れないとおかしなことになりますから、一般の方なども入れて就職相談、就労相談、そういったものを開いてはいかがでしょうか、市長。1つご提案します。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、ハローワークのシステムのことなんですが、今、ネットですから全国どこでも応募あるいは募集をかけられます。そういうシステムになっています。ですから、かすみがうら市だから、あるいは土浦市だから石岡へ行けないとか、そんなことはありません。土浦で登録すれば、全国へ流れます。それは流したいか、流したくないかというのは求職者もしくは求人側の任意でできますので、参考まで。

それで、もう一つなんですが、昨年から就職面談会をかすみがうら市で独自にハローワークと組んでやっています。昨年はちょっと開催時期が遅かったものですから、ことしは6月開催だったと思うんですが、6月開催を目指して今準備中でございます。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

市長、生活保護を受けている方はパソコン持てないんですよ。だから、企業とすれば募集はできるんですよ。でも、困窮者の方が、生活保護を受けている方がパソコンを持って、パソコンから応募はできません。私が言っているのは、募集側じゃなくて応募側、職を探さなくてはいけない方々に対する情報の開示をする場所にしたらいかがかということですを申し上げているんです。でなかったら、土浦、石岡のその情報を役所のほうで、霞ヶ浦庁舎、千代田庁舎、また出張所などで閲覧できるような末端のパソコン1台置いてもらって、そこで自分で就職、土浦、石岡に行かなくても真ん中の役所に来れば、その就職情報が見れるというふうなそういうシステムを構築することは、これはパソコンに詳しい市長ですから、まして一歩も二歩も先へ行こうとしている市長ですから、これは自治体にとっても当然納税者がふえてくるわけですから。社会保障制度も減る第一歩になるわけですから、ぜひとも市長、そういう閲覧の窓口をつくってもらってはいかがでしょうか。即答は無理でしょうから、一応ご提案というところでとどめておきます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっき言ったシステムは自分のパソコンじゃなくて、ハローワークへ行くと、そういうパソコンがあります。専用パソコン。それは求職、求人が全部見られます。全国のものが。だから、それは問題ないと思います。ただ、そのパソコンの画面を、じゃ、市役所に置けないかというご提案だと思うんですが、その点についてはちょっと担当に技術的なことなんで、できるかどうかをちょっと担当に答えさせます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えをいたします。

関連になりますが、就労支援という形になりますが、26年度からは就労支援委員を予算が確定

した後に配置をしていきたいという考えでもございます。その就労支援の方につきましては、専門的にハローワーク、それと受給者の間に調整をしていただいて、就労に結びつけていきたいという考えはございます。

ご参考までに、これまでの就労をした人員なんですが、延べ人数になりますが、14名の方が受給者から自立したという内容でもございます。また、25年度中については9名の方が今就労に向けた自立をしているという状況です。ネット等による就職等につきましては、いろいろ環境等もございますので、その辺は検討して、まず就労支援を配置して自立していきたいと、そういう構築をしてみたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

続けて、最後の質問といいますか、ご提案になるんですが、市長。先ほどの保健福祉部長のご答弁の中では、その疑わしい者はないというふうなことで、疑わしくは罰せずの意味合いの中でのご答弁をいただいたわけですが、やはりあるんです。不正受給というのは私も耳にしております。あの人は生活保護をもらいながら車に乗っているよ。そしてまた、母子手当というんですか、何よ、家に行くとゴルフバッグが、旦那さんの靴もあるよ。大きなゴルフバッグもあるよ。車だって乗っているよ。仕事も夜スナックに行つて、何かいつもきれいな格好して歩いているよ。そういう話をちょくちょくと耳にしております。これは職員の方ではそういうことを言えないでしょうから、私のほうから具体的な話をしたわけですが、そういった不正受給を平気でしている人をどういうふうにストップをかけるかというのがこれからの末端行政の市の窓口としての役割ではないかなと思います。

私のちょっと知るところによりますと、大阪のほうでは、もうNPO法人を設立していただいて、そのNPO法人が不正受給者の監視役、パトロール役、追跡調査、そういったものやってくれている団体があるようです。大阪のほうでは明らかに年々減っているというふうなお話を聞いております。我が市においても、元法的な法の番人という形の方がNPOをつくって活動をして、また、県の窓口のほうにご挨拶に行ったり、活動をして、いろいろな情報なども私のほうにくれるような体制になっております。中には悪い弁護士は、ちょっと語弊がありますがけれども、法の番人でありながら、不正な受給を手伝うような弁護士もこの県内にもいるというふうに伺っております。それをどのように防御していくかというのも行政としての1つの役割ではないかなというふうに思います。そういった中でくどうようですが、このNPO法人などをお願いして監視体制を強化していくというお考えは市長のほうはどうでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

NPO法人の手をかりるといことでありますが、多分議員おっしゃっている法人は私と接触ある法人と同じだと思います。元警察官僚の方が立ち上げた法人ですが、ご提案を受けてます。担当課のほうには土浦市、石岡市等の情報というか、NPO法人とどういった協働をしているかを調べながら、向こうの情報等を聞きながら、NPO法人が必要であれば、いつでも頼むよ

うにということで、コンタクトはとれるようになっております。ただ、今の段階では担当課としてはその必要性はないという判断らしいというか、そういうふうに私のところには報告が来ております。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

木村部長、どうなんですか。今、市長が担当部のほうでは必要ないというふうな見解が出ているということなんですが、木村部長も就任されて初の議会であるでしょうし、なかなか答えは出しづらいと思うんですが、その辺、今、お考えをちょっとでも結構ですから、ご答弁いただければと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えをいたします。

生活保護の受給者、いろいろな方がいらっしゃいます。病的な方、高齢者となって、長年のきつい仕事の中で病気になって受給をされた。もう一つは、別なほうの観点になりますが、反社会的な活動をしていた方のそういう不正受給というのも各地でいろいろ報道をされているところでございます。そういった点で、やはり生活保護を申請をする前に調査といたしまして、県警あたりの情報連携というものがようになってきているということでもございます。また、そういう調査の依頼をしているところでもございます。そういった点から、先ほど議員さんのおっしゃったNPO団体との情報の連携というものについては、ある意味必要にもなってくるのかなというふうに私は認識してございます。市長の答弁のおっしゃった内容というのが多分業務委託とか何かの場合の仕事の業務の範疇の中でお願いというような捉え方かなというふうに思ったものですから、そういう情報連携としては必要かなというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

NPO法人というのもやはり動くには経費がかかるんですね。その経費を今のところその方々はボランティアでやってくれているようなんですよ。やはりそのNPO法人の活動も援助する、助ける、そういう意味でも行政としても何らかの手を差し伸べるところじゃないかなと。生活保護、お金が減るわけですから、これは市としても非常に誉れ高いことではないかなと思います。このかすみがうら市というところは土浦市、石岡市の間に挟まれ、そしてつくば市からもちょうどいい距離にあるところなんですね。案外今申し上げた土浦、つくば、石岡などに比べると、借家の料金も安目だと。非常にそういう方々が入りやすい環境がある。まして駅がある。神立駅がある。そして周りにスーパーも点在している。学校、保育所もある。小学校もある。まして子どもたちの医療費はただですよ。喜んで来ますよ、そういう方々は。ですから、あとは本当の純粋なまじめな市民の方に市で、市長、来年度の予算では給食費をただということで1億5000万幾らの予算も提案なされていますが、与えるだけじゃなくて、やはり悪者といいますか、その不正を

行う者に対していかにブレーキをかけるか。そのブレーキをかけるために、正直申しまして民生委員さんが朝から晩まで怪しそうな人の後をつけて歩くということは不可能です。あくまでも役所のほうは提出された書類に不備がなければ、幾らうそがあったとわかったとしても、不備がなければ受け付けをするしかないんですよ。それを水面下に潜って、このNPOの人たちがプライバシーに若干触れてくるんでしょうが、例えば、いや、公園に車を隠してあったとか、パチンコ屋で遊んでいるとか、また、日雇いのパートに行って、実際は所得があるんだよとか、そういった人を押さえてくれる、そういう団体も私は必要ではないかなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

11番 小座野定信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

平成26年第1回定例会で一般質問をさせていただきます。

新年度予算案が示されまして、議論がスタートしたわけでありますが、今年度は選挙イヤーと申しますか、7月の市長選挙、市議会の補欠選挙を皮切りとしまして、暮れの県議会議員選挙、年が明けまして、市議会議員選挙がございます。そのほかにも農業委員会委員の選挙、それから、土地改良区の役員の選挙と、本市の将来にとって重大な結果をもたらすであろう選挙でございます。有権者の皆様の投票行動が重要となりますので、棄権せず、投票していただきたいというふうに思います。

それでは、早速でございますけれども、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。明快なご答弁をお願いいたします。

まず1番目、石岡斎場の供用化についてでございます。

市長は、就任当初から石岡地方斎場の規模縮小による計画見直しを強く求めてこられました。なかなか妥協点が見つからず、一時は組合離脱による単独での斎場整備を表明したりと、事態は混迷をいたしました。最終的には市の負担金が4億円を下回ることで合意が得られ、整備がスタートしたわけであります。

①として、石岡地方斎場の計画見直しの議論の中で、市議会より当初計画どおり実施の請願を議決した経過がございます。今回、大幅な変更により供用化となりますが、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

②斎場の使用開始時期、それから、火葬場及び式場等の使用料金についてお伺いをいたします。

2番目としまして、新たな農業・農村政策についてであります。

現在、農業・農村は、農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大などで危機的な状態にあります。農業の生産力を維持、向上させ、農村の活力を取り戻すためには、農業を足腰の強い産業としていくための政策と共同活動を通じて、多面的機能を発揮するための政策を車の両輪として関係者が一体となって取り組む必要があります。

そこで、新年度から国では4つの改革を示したわけではありますが、そこで質問をいたします。

①としまして、農地中間管理機構の制度化について、農地の集積・集約化を進める内容かと思いますが、誰がどのようにして実施していくのかお伺いいたします。

②経営所得安定対策見直しについては、昨年まで実施しておりました戸別所得補償制度の改正かと思いますが、どのように改正されたのかお伺いいたします。

③水田フル活用と米政策の見直しについて、地域の裁量で活用可能な産地交付金制度と米政策についてお伺いをいたします。

4番目、日本型直接支払制度についてどのように実施していくのか、また、予算の執行方法についてお伺いをいたします。

3番目、石岡台地土地改良区の賦課金についてでございます。

①改良区の事業も54年が経過し、当時の組合員から世代交代により、営農しないで賦課金の支払いをしている方が大勢おります。賦課金の明細について説明を求めます。

②地域指定されている畑地がありますが、農地改良工事の実施はいつになるのか。また、改良区への賦課金は市からの負担かと思われませんが、幾ら払っているのか。区域の見直しはできないのかお伺いをいたします。

4番目、千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸計画について。

総工費40億円を投入して、平成15年7月に千代田大橋が開通しました。当初の計画では千代田大橋から市道6号まで改良工事で整備されましたが、延伸計画はありません。現在の通行経路としましては、市道6号線からカスミ前の市道4号線を通り、グリーンランド前T字路から変則交差点を通り、角来方面へとなりますが、グリーンランド前の変則交差点には信号もなく、朝夕の時間帯は交通渋滞を引き起こしておりますし、角来踏切でも朝夕は渋滞を引き起こしております。

①市道2784号線から市道6号線までは整備されておりましたが、その先についてはいまだに計画されておられません。延伸には石岡市大原地区がありますし、常磐線の跨線橋も必要となりますが、市にとっては重要な広域幹線道路であると思いますが、お考えをお伺いいたします。

5番、下稲吉小学校の今後の建設計画について。

平成22年度に下稲吉小学校施設整備基本計画を作成、23年度実施計画、24年度管理・教室棟の建設、25年度屋内運動場の建設と、現在までのところは順調に事業が進んでおりますこと、関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

3月19日に開催されます卒業式には、新しい体育館で1年生から卒業生まで全員参加で式を迎えることができると校長先生が喜んでおりました。当初の計画では、中央校舎、六角校舎ですね、と東校舎Aを大規模改造工事で施工し、東校舎Bを耐震補強工事での施工でありましたが、平成25年3月議会で合併特例債の見直しによりまして、全面建て替えが決定しておりますが、今後の

建設計画のスケジュールについてお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

矢口議員のご質問にお答えいたします。

1点目、石岡斎場の供用化についてお答えいたします。

石岡斎場建設につきましては、石岡斎場組合の平成23年12月12日の正副管理者会議において、建設規模及び建設費の見直しによる費用負担軽減を提案しました結果、延床面積2,888平方メートルにて本体工事が今年度内に完了し、平成26年4月21日に供用開始の予定です。

主な施設の内容といたしましては、火葬炉6基、告別室2室、収骨室2室、霊安室、待合室4室、会議室、事務室の規模で建設を行い、駐車場につきましては、普通車278台、大型バス5台分を整備しております。

また、式場棟につきましては、3市の合意により石岡市と小美玉市の2市の負担において、150人収容の式場1室、式場控室、遺族控室、聖者控室等を整備している状況です。

組合では、1日最多火葬件数を12件と設定しており、縮小した施設ではありますが、効率的な火葬時間の割り振りを行いながら、待合室等につきましても不足することなく対応していくとのことであります。

使用料金につきましては、かすみがうら市千代田地区の方が利用の場合、火葬場が満13歳以上1遺体5,000円、待合室が2時間4,000円となり、式場につきましては圏域外料金の1回10万円となります。

式場の使用につきましては、これまでと同様に、組合では貸し館のみを行うことになり、旧式場と同様に、祭壇の花飾り等は、利用者により民間業者に委託することになりますことから、式場使用料のほかに葬儀業者への支出が必要となります。

また、今後の石岡斎場の整備につきましては、現時点で私は2期工事の必要はないものと考えております。

2点目、新たな農業・農村政策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、石岡台地土地改良区への賦課金については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸計画についてお答えいたします。

特に跨線橋の必要性についてご質問をいただきましたが、合併時に策定した新市建設計画においては、旧2町間を結ぶ（仮称）市道宍倉下稲吉線として合併特例債を活用した整備を計画し、茨城県知事から合併市町村幹線道路緊急整備支援事業として第1号の指定を受けていた経過があります。

その後、合併後の当時の市の判断として、新たな行政課題への対応への影響などを理由として、平成21年2月に新市建設計画の変更を行い、事業を凍結し計画から削除されております。

このようなことから、現在、市としては跨線橋整備の計画はありませんが、広域的な道路の整備につきましては、近隣市や茨城県などとも引き続き協議しながら、多方面にわたる将来的な可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目、下稲吉小学校の今後の建設計画については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目からお答えいたします。

2点目、新たな農業・農村政策についてのご質問にお答えいたします。

最初に1番、農地中間管理機構の制度化についてお答えいたします。

全国でこの20年間で耕作放棄地は約40万ヘクタールに倍増し、担い手の農地利用は全農地の5割となっているものを、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、今後10年で8割を占める農業構造を実現することを目標に、農地中間管理機構が制度化されました。

この農地中間管理機構は各県に1つ設置されまして、茨城県は茨城県農林振興公社が担当することになります。今後の事務については、農地中間管理機構から市町村へ一部事務委任されるようですが、詳細については今のところ決まっておりません。

次に、2番目の経営所得安定対策見直しについてお答えいたします。

以前実施していた戸別所得補償制度が平成25年から経営所得安定対策と名称を変更し、おおむね同一の内容で実施したところですが、平成26年から産業政策の観点から見直しが行われ、米の直接支払交付金、米価変動補填金については、工程を明らかにした上で廃止される一方、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響対策は引き続き実施されます。

主な改正内容ですが、米の直接支払交付金については、平成30年廃止に向けて、平成26年から10アール当たり1万5000円を7,500円に減額、米価変動補填交付金は平成26年産から廃止されますが、米・畑作物の収入減少影響対策で対応することになっております。

また、畑作物の直接支払交付金については、平成27年度から対象者が認定農業者等になるように改正されます。

次に、3番の水田フル活用と米政策の見直しについてお答えいたします。

水田活用の直接交付金の主な改正点は、飼料米、米粉用米については数量払いが導入され、収量に応じ最大で10アール当たり10万5000円の交付になります。さらに産地交付金として、多収性専用品種に取り組んだ場合は、10アール当たり1万2000円の追加交付となります。また、産地交付金には、対象作物を市町村ごとに設定することができる地域協議会設定分の枠があり、レンコンや野菜などの地域の振興作物等を対象としております。平成26年についても、今年度とほぼ同じ内容での交付を予定しております。

次に、4番目の日本型直接支払制度についてお答えいたします。

まず、制度の概要であります。農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動

に対して支援します。制度の全体像といたしましては、これまでの農地・水保全管理支払交付金を組みかえ、名称を変更し、多面的機能支払交付金とし、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金にいたします。

さらに現行制度を維持した中山間地域直接支払交付金と環境保全型農業を組み合わせた総称が、日本型直接支払制度となります。

次に、予算の執行についてお答えいたします。

交付金の支出は、茨城県土地改良事業団体連合会内の資源地域協議会が交付窓口となっており、協議会からの負担金請求に基づき、国、県と同様に市町村分25%を協議会へ負担金として納付を行い、実際に多面的機能の保全活動を実施している活動組織に協議会から交付しておりますので、市から直接交付することはありません。

次に、3点目、石岡台地土地改良区への賦課金についてのご質問にお答えいたします。

まず1番の賦課金の支払いと明細についてであります。賦課金については、土地改良法及び石岡台地土地改良区の定款により定められております。

ご質問のとおり、世代交代等により、実際にはみずから営農をせずに、貸借等による作付や耕作自体をしていない受益者が多くなってきています。実際に受益者からも同様の問い合わせが土地改良区にもあるようですが、賦課金についての基準は、土地改良法及び改良区定款に基づき、農地の面積に応じて賦課されていますので、土地改良事業実施区域内にある農地であれば、水を使用していなくても受益者が負担することとなります。この支払いについては、貸借者間による相対での協議となります。

次に、賦課金の明細につきましてご説明申し上げます。

賦課金につきましては、経常賦課金を初め、施設管理事業特別賦課金、農林漁業資金償還特別賦課金、国営事業費償還特別賦課金、適正化事業特別賦課金等がございます。

なお、賦課金の内訳については、各受益者に年1回、石岡台地土地改良区より各個人に郵送にて通知されております。

次に、2番の農地改良工事の実施と市からの負担についてお答えいたします。

畑地帯かんがい施設整備については、矢口議員さんのご指摘のとおり、国営事業完成後20年以上経過しても、石岡台地管内の一部を除き進捗がなかなか進んでいない状況であり、当市においても地区指定区域への地元説明会等の事業推進を実施してまいりましたが、工事の実施時期につきましては現在のところ未定になっております。ご理解を願いたいと思います。

次に、市から改良区への賦課金の負担についてですが、未効果地域の経常賦課金分について、受益者から徴収できない期間、構成7市町によりそれぞれ面積に応じて負担しております。本市における負担額は10アール当たり1,600円でありまして、今年度の支出分は425万6000円であります。

次に、区域の見直しについてですが、石岡台地土地改良区として国の認可を得て事業の推進を実施中であり、見直しに係る国の認可については現時点では難しいと伺っております。

しかしながら、当市といたしましては、認可当時と農業情勢が大きく変化していること、また、茨城県の関連事業が当初の予定どおり進捗していないこと等を考慮すれば、国、茨城県、関係市町、土地改良区等関係機関のほか、地元の意見等を踏まえ、当該区域の見直しを協議していく必

要があると思っております。石岡台地土地改良区には、推進活動の強化とあわせて区域見直しの可能性についても慎重に検討するよう要望してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

5点目、下稲吉小学校の今後の建設計画についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問のように、平成25年3月の市議会定例会で可決いただいた、新市建設計画の見直しの中で、合併特例債を新たに活用する事業として、学校施設大規模改造事業が予定事業に追加されました。現在のこの事業の内容としては、下稲吉小学校施設整備事業のうち、中央校舎と東校舎の改築工事でございます。そのための費用として、概算事業費ではございますが、約10億円、うち合併特例債約7億8000万円を見込んでおります。

当該校舎は、耐震診断におけるI S値が建てかえに対する補助の要件までは低くないのが現状でありますので、市の単独事業として整備せざるを得なくなりますので、平成26年度は校舎の耐力度調査を行い、国庫補助金の対象となるかどうかを再度検証するとともに、整備手法の検討を含め実施設計を進めたいと考えております。その中で事業費や財源など総合的に判断して、整備方法を決定し、建設時期としましては平成27年度、28年度に工事を実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ちょっと答弁漏れがありましたものですから、お願いしたいんですが、石岡台地土地改良区の賦課金について明細をお願いしてあるんですけども、答弁なかったものですからお願いします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご説明いたします。

賦課金について、まず経常賦課金、一般会計の事務費としての徴収で、10アール当たり1,600円です。

次に、施設管理事業特別賦課金、国営基幹施設及び末端地区の維持管理費としての徴収ということで、地区に88地区ありますけれども、平均で10アール当たり6,100円ということでございます。

次に、農林漁業資金償還特別賦課金ということで、基盤整備の工事償還金ということでございます。地区によって違いますけれども、五反田地区においては1万7209円、10アール当たりでございます。

次に、国営事業費償還特別賦課金ということで、国営事業で統制された施設の工事費償還金でございます。29年終了ということですが、10アール当たり5,500円ということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、石岡斎場についてご答弁をいただきましたけれども、4月21日から利用できるということで、敷地が5万8000平米で、駐車場が278台、大型バス5台の駐車も考えたということで、現斎場から比べれば何倍にもなった大きな施設が完成となるわけでございます。石岡地方斎場の計画見直しについては、当初から私は賛成の立場でおりますけれども、斎場の問題は市議会で何度も議論されておりますが、皆さんの理解は得られないままで整備がスタートしたわけでありまして。市民の皆さんにも整備の内容等がきちんと伝わっておりません。間違っただけでなく、誤解をしている市民の方もおりますので、今回はさらにわかりやすく説明をいただいきたいというふうに思います。

今回の斎場建設事業は、1期工事として建設が始められたわけですが、市長の答弁では、現在のところ2期工事の予定はしていないとのご答弁いただきました。当初の計画では火葬炉は8基でしたが、今回は6基建設されました。計画を見直しするとは、私は全体的な規模の縮小をするものだと思っておりましたが、そうではなく、当初計画どおりの建物で、火葬炉2基分と待合室をようかんを縦に切ったような状態でカットして建設されておるといふふうに聞いております。今後、このあいているスペースですか、火葬炉の2基と待合室、これは将来といいますか、現時点では2期工事は見ていない、考えていないということですが、これはやっぱり将来実施する予定があるのか。これは市長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は必要ないものと考えております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

市長は一貫して規模の縮小、計画見直しを主張しておりましたが、斎場組合は計画どおりの実施を主張し、物別れが続いたわけでございますけれども、最終的に市長はかすみがうら市の負担金が4億を下回る範囲であれば合意するとの条件を提示したわけでございますけれども、当初の負担金は5億4000万でしたけれども、組合側は市の負担金を見直しをして、3億9000万を提示しました。1億5000万減で合意に至ったわけでありまして、条件として式場の不参加と火葬炉2基と待合室の削減とのことでございますけれども、市長もいろいろ言いたいこともあったようですけれども、その内容に目をつぶって合意したということによろしゅうございますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そうですか。それで、現斎場で1日2回転までの制限をつけて運営しておりますが、どのような内容なのかお伺いしたいと思います。

それとまた、新斎場では制限をつけているのかどうなのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

新斎場の火葬炉につきましては、1基1日2回、合計で12回の火葬を行う予定となっております。1件当たりの火葬には、準備、告別、火葬、冷却、拾骨、厳粛性保持時間のための間隔時間等を考慮して、1基の稼働回数を2.5回程度となります。ですから、1基1日2回転といたしました。

また、炉の長寿化も図られるということで2回転ということでなっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今のお話で1日2回転の制限をつけているということでございますけれども、施設の延命化を図るので制限とのことですが、新火葬炉も同じ制限をつけてまいるということですが、旧火葬炉の場合は、延命処置はもう30年以上使用した火葬炉ですので、これはやむを得ないというふうに思います。新火葬炉も同じ条件で最初から延命を考えること自体がちょっと問題があるのじゃないかなというふうに思います。1日2回という火葬が窯の限界値のように聞こえておりますし、そのような算出方法でこの火葬炉の数を8基としたのであれば、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

実はせんだって知人のご葬儀で東京都荒川区にあります町屋斎場へ行ってまいりましたけれど

も、民間の斎場で火葬炉が12基、それで、都内に6カ所あるそうですけれども、式場が10室で、日本で一番設備の規模を誇っているというようなことでしたけれども、1日の火葬は多い日で60件あるということでした。炉の使用回数は1日5回転しているとのことでした。ですから、使用回数にはやっぱりしっかりした調査と検証を、これはお願いしたいなというふうに思います。

新火葬炉に制限など全く私はつける必要はないと思いますし、2期工事で2基の炉をふやす必要も全くないというふうに思っております。仮に火葬炉をつくり直す場合でも、老朽化でつくり直す場合でも、1基のコストは4000万前後ということですので、老朽化すればつくり直せばいいのかなというふうに思います。

それから、新斎場の火葬炉での火葬時間はどのぐらいを想定しておりますか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

新斎場の火葬時間につきましては、冷却時間を含め60分から70分程度と聞いております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

現斎場の27年度の利用状況は、火葬が1,705件で、4基の炉で火葬しているわけですが、1基当たり427件、1年で計算すると1.2回なんですね。それで、新斎場の火葬炉が6基稼働することになると、1基当たり年間284件となります。一番多い日でも今現在12件だそうですが、2回転ということですので、日を割り振って、少し延ばしたり、早く火葬したりしているんでしょうけれども、現在の火葬時間は約2時間だというふうに聞いております。ですから、新しい窯ですと、先ほどおっしゃったように、60分から1時間10分ぐらいで上がるということですので、6基で十分に対応可能だと思うんですよ。ですから、火葬炉を8基にする私は根拠が全然わからないんですけれども、そういったことは炉の数を決めるときにはきちっと算出基礎となるようなことはまた明記されているんですかね。その辺ちょっとお尋ねをいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

随分と議論した経過がございます。私は6基も必要なく、5基で3回転すれば15件、最大火葬件数が十五、六体ということなので、そういうのに十分対応できると。計算上1体上がったというか、1体できなかつたとしても、次の日に回せばいいので3回転。3回転も今東京の例からいくと少なく見ているわけですね。冷却期間入れて1時間ちょっとということですから、ですから、もう5基で本当に十分だったわけなんですけど、しかも建物ももう、仮に1つ折れて6基分を建物を確保したとしても、建物を縮小できるということを再三主張したんですが、その主張は入れられないままに、最終的には妥協の産物として4億を限度とするということで話がまとまった経緯がございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

何か本当にきちっとした精査されない中で計画がどんどん進んでしまって、結果としてこういう状況になってしまったのかなど。当然我がかすみがうら市議会からも広域のほうへ議員がおいでになっていますけれども、やっぱり本来からすれば、市長がそういう立場で言っていたんですから、もう少し当議会としても内容を精査して、やっぱり市長の応援じゃないですけども、そういうこともすれば、もっともっと違う形でいい施設になっていったのかなというふうに私は思います。

次に、式場の管理運営について、どのような形態で行われるのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

式場の管理でございますけれども、貸し館ということで、その場所を貸すということでございます。ですから、葬儀を行うためには、そのほかに葬儀屋さんの費用がかかるということで、2日と言いますとかすみがうら地区の方は1日10万ということで、2日で20万プラス葬儀屋さんの費用がかかるということでございます。あくまでも貸し館ということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

貸し館ということで、要するに直営方式はとらないということで、あくまでも葬祭業者をお願いして、葬祭業者はその斎場で式を上げる場合は使用料、かすみがうら地区は20万円、2日で。組合員の場合は10万円を納めて、それで、その他祭壇とか供物、生花、お返し等は、要するに葬祭業者をお願いするというところでよろしいですね。

式場の料金についてでありますけれども、現在の斎場では通夜と葬儀で使用料が2日で1万円です。今回の改正で組合員は6万円、2日ですね。組合員以外、かすみがうら市内も含まれますが、2日で20万とのことですね。

一部事務組合の構成市の民間の式場をちょっと調べさせていただきました。かすみがうら市で5施設、小美玉市で4施設、石岡市内はJAだけで4施設あって、そのほかに7施設あり、合計で11施設あります。使用料についてお話をしましたところ、各施設とも式場の使用料はいただいておりますとの答えがほとんどでした。葬儀、通夜式で式場の使用料だけで組合員ですら6万円がかかるわけですね。かすみがうら市民は20万。式場は150人収容の1室だけなんですよね。現在の民間施設の稼働状況はほとんどが20人から50人ぐらいの家族葬だそうです。このような状況で、斎場組合の運営が果たして成り立つのかどうなのか、私、大変疑問に感じております。火葬場と式場は同じ敷地にあり、共有の部分がかなり出てくるわけですね。例えば電気、ガス、水道、事務、管理する人など、厳密に区分して損益計算することは難しいのではないかなというふうに思います。

物の価格を決めるやり方は2種類ありまして、建設費や光熱費など積み上げ、適正な利益を加えて算出する原価方式、これは電力会社とか公共料金などの独占企業の価格決定に使われておりますけれども、もう一つは、同じような内容で、使用の商品、サービスの現在流通している市場価格方式に合わせる方式です。今回は市場価格と大きく離れているようなので、原価方式によるものと思われまます。市場価格方式には世間相場に近いねぎみになるので、採算は別として、それなりのシェアをとって収入は確保できますが、原価価格方式では需要や供給の予測が欠かせず、原価もそれによって大きく変わるはずです。式場と斎場の運営費で帳簿を完全に分離するのは難しいと思ひますが、どのようにして管理していくのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

斎場と式場の運営費を完全に分離するのは難しいということだと思ひますけれども、斎場と式場の管理運営につきましては、ご指摘のように、経費全てを分離するのは難しいということで、電気使用料等については施設の面積により案分するというような形だそうでございます。

ちなみに式場の面積割合は概略ですけれども、3割強程度と聞いております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

現斎場の平成24年度式場の利用状況は火葬が1,705件に対しまして164件、9.6%だそうです。ちなみにかすみがうら市内の利用者は昨年度14件で、ここ5年間の平均でも15件であります。旧斎場が1万円という安い使用料にもかかわらず、建物が古く、豪華さにも欠けるので、利用者が少ないんだというふうに思ひます。新しい斎場でリーズナブルな価格であれば、火葬場と式場が近いのは参列者にとっても大変便利です。使用料が組合員で6万円とか、それ以外で20万円などというべらぼうな価格ではなく、公共施設として合理的な価格に改定をしたらどうかなというふうに思ひますけれども、市長はどうですか、その辺のお考えは。お聞きしたいと思ひます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

斎場のほうの使用料については、今6万円と10万円ということで決まったわけでありまますので、これでご了解をお願いしたいと思ひます。ただ、この斎場がどの程度の人が使えるかというのと、実際問題として1日1回転しか使えないわけですから、斎場の場合はね。1日というか、そうですね。通夜式は告別式が終わってから使えますんで、1件で2日ということではなくて、1件で1日だと思ひますね。正味ね。正味1日だと思ひます。10件とかあるわけですから、その中の1人1件しか使えないわけですよ。フルに使ってもね。ですから、なかなかかすみがうら市を1年間やっても14件だということですから、今まで。余り利用価値はないのかなと私は思ひます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

市長、式場の使用料のうち、幾分かの補助金を出す考えがあるのか。また、改めて式場に参加する考えがあるのか確認をしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

式場の使用については、旧霞ヶ浦地区はもともとこういう斎場は使っていないわけでありますから、全部民間斎場で対応しているのが現状です。千代田地区についても今回、公設斎場を使う可能性があるわけですが、じゃ、10万円を補助するということになる、霞ヶ浦地区との公平性も欠くことになりまして、また、民間斎場の場合は現実的には式場料としての料金は取っていないのが現状みたいなので、むしろ民間斎場を使っていた方がいいんじゃないかと。

あと、その利便性ですが、拾骨する方、いわゆる近親者にとっては式場が近い方がいいと思うんですね。火葬場と式場が。ただ、近親者以外の方は、やはりご葬儀のある当家のそんなに遠くないところの斎場を選ばれたほうが利便性が増すと。ですから、一般の参列者というのは通常の葬式だと、今のところ拾骨まで参加しない。告別式のほうだけ参列するという方が多いわけですから、地元の民間斎場を使われたほうが料金面でも有利だし、利便性も増すと、そういうふうには私は思います。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

私も本当に同感でありまして、民間斎場、今現在もうほとんど民間斎場で十分に機能していると思いますので、民間斎場を、民営を圧迫しないように使っていただいたほうがいいかなというふうに思います。

地方自治法第2条第14号に規定されております最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの規定もございますので、過剰な施設とならないように、市長には今後も副管理者としてしっかり職に当たっていただきたいというふうに思います。せんだって石岡市長選挙で新市長が誕生して、管理者が変わったと思いますけれども、正副管理者会議等は開かれたのか。もし開かれた内容がお話できる内容があればお願いしたいというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新市長が誕生してから2回管理者会議が開かれていまして、1回は管理者を今泉市長にお願いすると。引き続き石岡市長にお願いするということを決定した会議です。あと、もう1回は新斎場の新年度予算等を審議する議会の前の管理者会議ですが、そのときも別に問題はなく、賦課金等についても問題なく、管理者会議も終了しましたし、議会のほうも予算案等もスムーズに議決をいただいております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

了解しました。利用者のニーズに応えた使いやすい、極力無駄のない石岡地方斎場の管理運営に当たっていただきたいというふうに要望をいたします。

次に、新たな農業・農村政策についてでございます。

①番、農地の集積・集約化についてであります。農地中間管理機構が農地の借り受け、農地の大規模化の整備、担い手に対しての規模拡大や農地の転貸しを行うわけですが、実施するのは市役所農政課か農業委員会になるわけでございますけれども、本市におきましては、以前より耕作放棄地の対策に取り組んでおりましたが、なかなか思うように実績が上がっておりません。農地の集積・集約には農家の理解と信頼関係が重要であると思います。市役所職員が交渉に行くわけですが、農家に協力してもらうには、それなりの条件を提示してお願いをすることになると思います。そこで、機構への農地の出し手に対する支援と農地の集積・集約化に協力する場合の支援について伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

農地中間管理機構の設立に伴いまして、機構への農地の出し手に対する支援等、農地の集積・集約化に協力する場合の支援についてお答えいたします。

まず、地域・集落と個人と2つに分かれますけれども、地域・集落に対しましては地域集積協力金があり、地域内農地の一定割合以上が機構に貸し付けられると協力金が出るということでございます。2割強で5割以下ですと10アール当たり2万円、5割を超え8割以下ですと10アール当たり2万8000円、8割を超えますと10アール当たり3万6000円が交付されます。また、個々の出し手に対する支援としては、経営転換協力金があり、全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられた場合について、10年間貸し付けますと0.5ヘクタール以下で1戸に対しまして30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下ですと1戸に対して50万円、2ヘクタールを超えますと1戸に対して70万円が交付されます。また、他に機構の借り受け農地に隣接する農地が機構に貸し付けた場合は、10アール当たり2万円の耕作者集積協力金があります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

農地中間管理機構に関する市と農業委員会の役割について説明をいただけますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

市と農業委員会の役割でございますけれども、農業委員会は市町村の独立委員会として農地に

関する業務を行っており、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要であり、各種農地情報を正確に把握している農業委員会の協力が不可欠ということで、連絡調整等を密にして、協力体制を整えたいとさらに思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それと、地域に対する支援と対象地域の範囲と協力金の使い道についてお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

地域に対する支援に対しての協力金の使い道ということでございますけれども、これにつきましては、地域というのはまず集落という考え方がございます。また、交付金の使い道はあくまで地域で考えることとなりますので、特に市で指定するようなことはございません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

②で経営所得安定対策の中で再生利用交付金がありますけれども、耕作放棄地の解消として麦、大豆、ソバ、菜種をつくり、作付する場合に、交付金を最初5年交付する内容でしたが、26年度限りで廃止するとのことですが、残期間分についてはどのように取り扱うのかお伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

耕作放棄地を解消して、麦、大豆、ソバ、菜種などを作付する場合には、作付面積に応じ、交付金を最長5年分交付される再生利用交付金については26年で、ご指摘のとおり、廃止となるということで、残期分につきましては26年度に一括交付されるということでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

③で、需要が減っていく主食米の直接支払い交付金が平成26年度産米を1万5000円から7,500円に削減するというので、29年度産までの時限処置となる。そのかわりに減反政策をやめて、水田のできる作物をフル生産してもらい食料自給率の向上を図る。戦略作物に対して助成する内容かと思いますが、本市におきましても、どのような戦略作物を設定して取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

本市における戦略作物といいますのはレンコンと、その他野菜を指定してございます。
以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

新しい農業・農村政策ということで、非常にわかりづらい内容で、なかなか農家の人に理解してもらるのが難しいんじゃないかなと思いますので、しっかりと職員の皆さん方は勉強していただいて、農家のために努力していただきたいというふうに思います。

3番目の石岡台地土地改良区への賦課金についてでございますけれども、本来事業というものは30年ぐらいの計画で事業を終了させるのが一般的であります。この事業はもう既に54年という長きにわたり実施されており、現在も進行中とのことです。もう既に時代も変わり、親から子、子から孫へと世代交代し、いつ終わるかわからない返済金を納めていると聞いております。その中には、親は専業農家でしたが、子どもは勤め人で、現在農業は一切行っておらず、田畑は荒地の状態、今後も耕作予定はないとのことです。親の借金だから仕方なくて払っているとのことです。このような状況で賦課金は今後どのようなようになっていくのかお尋ねをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

賦課金の状況といいますか、どのようなになっていきますかという問いでございますけれども、現在の賦課金の滞納といいますか、それについてご説明いたします。

まず、石岡台地全体でございますけれども、昭和57年から平成24年までで5071万3000円余りの滞納金がございます。人数的には364人ということでございます。また、そのうちの近年の平成22年から24年につきましては1839万6234円ということでございます。人数は275人ということで、近年において急に人数がふえているということでございます。

また、かすみがうら市におきましては、昭和57年から平成24年度までで滞納金が1173万2000円程度でございます。人数は53人ということでございます。そのうちの近年の平成22年から平成24年においては497万8690円ということで、48人ということで、この短い時期でまた人数等がふえてございます。この不納金があるということですので、将来どのような解決策をとるか今ちょっと判断はできませんけれども、これにかわる施策とか、そういうものが実際導入できなければ考える必要があると思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今、賦課金納付ができない方の数字を挙げていただきましたけれども、先ほどかすみがうら市の場合をちょっとお話いただきましたけれども、昭和54年から24年まで全体で53件だったのが、

平成22年から24年までの3年間で48件ということは、53件のうちの約9割がここ3年に集中しているわけですね。この滞納処分については、これは地方自治法の規定で行われているのかどうかお伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

不納欠損はしないというお話は聞いておりますけれども、基本的には地方自治法の規定で対応していると思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

滞納でございますけれども、先ほど賦課金の明細についてお話をいただきましたけれども、1反歩当たり3万円から3万5000円ぐらいの幅で賦課されているというふうに聞いておりますけれども、この滞納の話が出ましたけれども、滞納、要するに納付されていない部分に対する足りない部分は組合員の中で割り振って、賦課金がふえるということによろしいんですか。その辺ちょっとお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

納入できない分に対してどこかでふやすというような形にせざるを得ないとは思いますが、どこに転嫁するかというのはちょっと石岡台地のほうとも確認しておりませんので、定かではございません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

改良区内の受益地を農地以外に転用する場合に、農地法第4条及び第5条の申請の際には、改良区の意見書を添付することになっておりますが、どのような条件なら転用可能なのか。また、残された組合員に負担が過剰にならないようにということで、地区除外決済金が必要とのことですが、10アール当たり幾らになるのかお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

転用の判断につきましては農業委員会の判断になると思います。また、地区除外に伴う決済金につきましては、未効果地区の場合、10アール当たり約19万5000円となります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

地区除外金が10アール当たり19万5000円とのことですが、田んぼの売買価格ですか、今30万から40万ぐらいだというふうに聞いております。そんなにしませんか。決済金が19万5000円を改良区に払うということですがけれども、手取り30万だと10万ぐらいになってしまうわけですね。そうすると、50年間賦課金を払い続けてきて、残ったのが10万円の現金のみということで、私はこんな理不尽なことはないんじゃないのかなというふうに感じます。このような状況で農業を続けようと思っている人はちょっといないんじゃないのかなというふうに思います。土地改良の目的は、農業経営の効率化を図り、生産効率を上げ、農家の暮らしを豊かにするのが目的であったと思います。国が音頭をとり、莫大な国費、県費を投入して行われてきたわけですが、現在の状況はどうでしょうか。農家を苦しめる事業となってしまっていると思います。思い切って事業をとめてみたらどうでしょうか。どれぐらいの損害、損金が出るか調べて精算をするシナリオを考えてもいいんじゃないかなと。これ以上農家を苦しめるようなことにならないようにしていただきたいと思いますが、市長、この辺のところお答えいただけますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

石岡台地のエリアで特に畑総の予定地になっているところについては、まだ田んぼのほうで現時点では永続性があるんですが、かすみがうら市の場合、畑総の予定になっているところを果たして今から、まだ実際に水は来ていないわけですから、来るということを前提にして市役所のほうで賦課金を立てかえ払いということじゃないですが、補助金という形で出して払っているわけですね。この状態をもう続けるべきではないと思います、私は。

たまたま平成27年度にいわゆる今までの霞ヶ浦地区のほかの石岡台地全体なのかな、いわゆる今まで土地改良やった国に対する返済金がたまたま終わるんですね。27年度で一区切りがつくエリアなんです。ちょうどかすみがうら市のエリアがね。そのときを契機として見直しができるんじゃないかということで、今かすみがうら市内の関係者に、地元でその話をしてくれということをお願いしてあります。畑総を続けてやりたいのか、それとももうここでストップしたいのかをここで決断してくれと。ちょうど節目の年ですから、平成27年が。返済金が終わるということで、その後も県に対する返済金はまだ残っていくんですが、県が立てかえ払いをやった分が残ってしまうんですが、でも国のほうは一旦終わるんですね。その時期がいいときだろうと思っています。

畑総、畑地、かんがいやって、水をもらいたいんだという人が多い場合はやればいいし、もちろん賦課金はもう市で出すべきではないと思います。やりたい人が自分のお金で賦課金を払ってやってもらうべきだと。28年度以降はですね。ですから、市の持ち出しはもう28年度以降は考えておりません。地元がやるんだったら地元の人にお金を出してもらう。やめるんだったら今言った決済金を払ってやめると。ただ、決済金が膨大なものになりますから、それは1団地がそっくりやめるということになりますから、相当なものになると思います。石岡台地のいわゆる経営そのものをもしかしたら脅かす状況になるかもしれません。ですから、石岡台地の台地側と台地の

いわゆる残留する組合員ですね。いわゆる総会ですね。総会とか理事会とかそういったところと十分相談をして、お互いにいい方法をとるべきだ。本来であれば、もう国がそういうことをやるべきなんです。でも、国は何もやっていません、今。何も言わないです。ですから、私は地元からやるしかないなと思って、地元でそういう声をかけてみました。この前12月だったか、1月ですか、地区の人に集まってもらいました。ある程度話を広めてもらって、地区で方向性が出てきたら、また会議したいなと、こういうふうに思っています。いずれにしても、平成27年度には何らかの結論を出したいなと思っています。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

全くそのとおりでありまして、早く結論を出していただきたいというふうに思います。ことしも石岡台地土地改良区への負担金は予算額で1300万計上されておりますが、そのうちの先ほどお話ありました425万6000円が負担金ということで台地のほうに支払うわけですけれども、これは財源はほとんど全部一般会計から支出されております。農業に全く関係ない部分から毎年400万円以上が50年間以上にわたって払われているということでございます。単純に計算すると2億以上になるわけです。本当に全く水の来ない畑地で毎年それだけ負担しているんですから、早く結論を出していただいて、それで清算するべきは清算してもらって、もちろんもともと国営事業ということで国が音頭をとったわけですから、これはもう清算は国のほうに全部負担していただいて、もう組合員が負担するなんていうことのないようにぜひ市長には頑張ってくださいというふうに思います。要望いたします。

それから、ちょっとこの区域内の農地は農業以外の利用はできないことですが、これは山林であれば、例えばソーラー発電事業などに利用することが可能なのか、この区域内で。

それから、山林を開墾して農地にする場合は、区域内の場合、賦課金が発生するのをお尋ねをいたします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、山林を開墾して農地にするという場合には、区域内であっても山林を農地には転換できると思います。

また、ただ、山林であって、それをいろいろなソーラー発電とかそういうものに使用する場合については、土地改良区内の受益地にある山林でありますので、調べてはいないんですけれども、可能性に農振区域になっている場合がございます。そういう関係で土地改良区、農振担当課及び農業委員会と案件ごとに協議する必要があると思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、4番目の千代田大橋から霞ヶ浦地区への延伸についてでございますけれども、先ほ

ど市長から答弁ありましたように、合併特例債事業の第1号ということで、霞ヶ浦町と千代田町を結ぶ幹線道路の整備ということで、常磐線にかかる跨線橋の建設が当初事業費20億円を見込んで示されましたけれども、前市長のときに凍結してしまいました。私は凍結には反対をいたしましたけれども、なぜならばというと、神立駅周辺には常磐線を立体交差で渡る路線は日立建機前の1カ所しかありません。土浦市周辺では7カ所以上ありますし、石岡市でも2カ所存在し、交通渋滞緩和に貢献しております。かすみがうら市の縦軸としての市道278号線から直進して石岡市大原地内を通り、常磐線を跨線橋でクリアして、宍倉方面、そして行方鹿行地区への縦の線ということで、非常に重要な路線だと思いますし、また、今度今おおつ野に建設中の協同病院にも向かう道路へもアクセスとなりますので、交通ネットワークとしては本当にこの地域の発展につながる重要な路線ではないかなというふうに思います。先ほどご答弁の中で隣接し、また、国・県との協議をしていきたいというようなお話を伺いましたけれども、ぜひ早いうちに事業計画をつくっていただいて、実施できるように、これは要望をさせていただきたいと思います。

次に、5番目の下稲吉小学校の今後の建設計画でありますけれども、新年度予算で調査費、設計費を計上されておりますということでございますので、安心しましたけれども、工事のスケジュールとなるまでは未定との、27年、28年で工事を実施するというようなお話でございましたけれども、校舎の耐震工事については、文科省の通達だと平成27年末までに完了するというようになっておりますが、東校舎のBは耐震検査の結果ではI S値が0.37で、耐震基準値、I S値0.7未満であるために耐震補強工事が必要となるわけです。期間内に新校舎が完成しない場合は、東校舎の耐震工事を実施するのか。また、そのほかの教室で代替できるのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

東校舎の耐震化についてのご質問でございますが、国の指導では、平成27年度までに耐震化をなささいという指導のもとに統廃合も含めて進めてきたわけでございますが、下稲吉小学校につきましては、それに加え改築ということで計画を進めてきた経過もありまして、27年には完了は難しいと思いますが、28年度には耐震化を備えた新しい校舎を今の予定では整備したいというふうに考えておりますので、1年間お待ち願いたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

12番、矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そうすると次の工事となりますと、仮設校舎を建てて対応する予定なのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

仮設校舎のご質問でございますが、現在の計画では仮設校舎を想定した計画となっておりますが、先ほどもちょっと触れましたように、26年度予算の中でもう一度基本的な整備のところを検討したいと考えておりますので、その中で事業費だとか整備手法、仮設も含めて改めて検討したいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

屋内運動場が完成しましたけれども、外構工事と駐車場工事はいつ実施する予定なのかお伺いをいたします。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

最終的な外構、駐車場の整備につきましては、改築工事とあわせて整備をしたいというふうに考えております。先ほどもご質問にもありましたように、仮設校舎の問題でありますとか、校舎の解体、そういったものを想定した場合に、先に整備しますと、その後の工事に制限が加わりますので、27年、28年度の工事とあわせて最終的に仕上げたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

下稲吉小学校は平成23年から工事が始まっておりますけれども、全体の工事が完了するころに外構工事を行うというふうなお話ですけれども、正門がない状態でありまして、駐車場も碎石の状態、子どもの安全を確保できるのか大変心配しておりますけれども、対策等がありましたらお話をいただきたいというふうに思います。

○副議長（中根光男君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現在の正門につきましては、工事に伴いまして一部は拡張工事などもしました。その結果、保護者からは出入りしやすくなったということで好評のご意見をいただいておりますので、そういう意見を踏まえて、外構の見直しも含めて28年度にあわせて整備をしたいというふうに考えています。また、それまでの期間につきましては、子どもたちの安全の確保ということもありますので、学校等の意見も聞きながら、本格的には無理ですけれども、仮設、そういったもので安全確保をしてみたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

本当に校門がないような状態で、まだこれからも3年ぐらい経過するわけですけれども、学校側でも安全対策、安全管理には十分気をつけていると思いますけれども、とにかく生徒の数も670人からの生徒がおりますので、先生方も大変だと思います。教育委員会でも安全面の部分は十分に検討を行っていただいて、不慮の事故等の起こらないようにお願いします。先日も柏市でああいうふうな無差別の殺人事件なんか起こったりしていますので、本当に十分に注意を払っていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

12番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時39分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

上佐谷小学校出身の議員がきょうは3人も一般質問をするということでありまして、きょうは長老が最後になりました。いかに上佐谷小学校のほうは政治にたけているかということを示さなければなりません。後ろにおられます議長席にいる中根さんも、上佐谷小学校出身であります。そういうことで、学校の問題からいろいろの問題等質問していきたいと思えます。

宮嶋市政が誕生してはや3年と10カ月を過ぎようとしております。そういう中で、宮嶋さんは改革という2文字で非常にわかりやすくマニュアルを出しまして、その期待に応えた人が宮嶋さんを支持してまいりまして、当選をいたしました。しかし、3年10カ月の中にいろいろの問題も出てまいりましたので、そういう点をただす意味でも、質問をしたいと思えます。

まず、防災の問題であります。

今回も各学校の合併の問題が出ておりますけれども、ここ3・11から、東日本大震災から丸3年がたとうとしております。その中で、さらには一昨年は北条にありました竜巻、そして昨年は埼玉県を中心とした竜巻、そして昨年レイテ島を襲いました台風70メートル級、その前の年はパラオ諸島を襲いました90メートル級、それから5年前にはグアム島は100メートルの台風が吹きました。地球は非常に今ゆがんだ状態で、温暖化ばかりではなく、地球そのものが狂ってきたのではないかなと思っているわけでありまして。

したがって、長期見通しの中ではさらに災害が予想され、日本にも70メートルくらいの台風の予想がされておられるわけでありまして。いつ災害が起きても、大変な時期でありますので、そこで、私はいろいろなところを歩いていますと、まず台風、風の被害でうちが飛んでしまった、火災で飛んでしまった、津波でうちが流された、それらについてはほとんどの日本の建造物は木造であります。木造では、ロシアなんか木造ですから、火災が恐ろしいんですけども、日本もそれに例に倣って、第二次世界大戦ではもう日本の空襲は爆弾は要らない、焼夷弾だけでということで、テニアン島からたくさんの焼夷弾で日本全土を焼かれた例もあります。

そういう中で、今回も東日本大震災で残ったのは鉄筋コンクリートの建物であります。竜巻で北条地区を襲ったのは、私の親戚なんかは7軒のアパートが全部飛んでしまいました。瞬間100メートルの風が吹いたそうでありまして。また、おぼのうちも何でもなかったんですけど

も、全部が5秒間か6秒間でふわっと持ち上がり、とうとう建て直しをいたしました。親戚の医者、鉄筋コンクリートで建ててありましたので、窓ガラス、屋根は飛ばされましたが、診療は3日後にできるようになりました。いかにこういう風、水の害については鉄筋コンクリートが重要であります。

そこで、私はいろいろの人から言われました。風が吹いたときには木造は飛んじゃうけれども、鉄筋だけは残してほしい。学校が合併したときに、学校がせめての避難所ではないか、それらについて、その避難所として、学校を廃校してもぜひ鉄筋コンクリートの建物は耐震対策をしても残してほしいという声が住民の中からたくさん出ております。志筑小学校も廃校ということで、そして狭隘だから移転をしました。もとのお城にあったところに行ってみましたらば、全部更地であります。体育館はまだ11年か2年なのに、きれいに潰してありました。

宮嶋さんは、旧役場の庁舎も霞ヶ浦のを潰してしまいましたけれども、そういうことで、潰す前には住民ともう少し、議会ともう少し煮詰めて、例えば志筑のお城なんかはいつそ校舎くらいは資料館としても残せたらばいいんじゃないかなと私は思うわけです。

そういうことで、何が何でも鉄筋コンクリートの建物は、私はぜひとも避難所として残すべきだと思っております。いつ災難が来るかわかりません。そして、こんなに頻繁に災害、ゲリラ豪雨なんていうことがあります。こういう災害のときにこそ、私たちは備えあれば憂いなし、そういうことで鉄筋コンクリートの建物はがっちり避難所として残してもらいたい。これが私は住民の要望ではないかなと思うので、これらについての答弁を求めます。

2番目に、放射能対策でありますけれども、3年前の東日本大震災後、福島第一原発から出ました放射能、水素爆発であります。水素爆弾が小さいものが破裂したのと同じなんです。そして、ここには東海村に原子炉があります。これも、わずかあと40センチ波が高かったらば、みんなあの冷却水のポンプがとまったそうでありますけれども、1つのポンプだけで済んだのであります。ですから、30キロ以内に100万人も住んでいながら、これらがやっと助かった。東海村は3万8000人もいても、東海村は何で東海村か。町としたらば町の中に原子炉があるというのは世界的にイメージが悪いから、これらについては村としているのでありますよ。そういうことでございますので、非常に私どもは50キロ圏内に原子炉を持っております。

そして、12年前にはJCOの臨界事故が起きました。私は、ロシアの中心地におりまして、イルクーツクというところに茨城県の戦没者の慰霊団として団長を務めて、県の副知事、さらには狩野安会長を連れておりました。すぐに日本に2人は戻れという指示がありましたけれども、ロシアの飛行機はガソリンがないということで、イルクーツクの飛行場にはたくさんの飛行機がおりましたけれども、全部エンジンに網がかかっておりました。そういうことで、飛ぶ飛行場がないので、そしてあのときには9月30日でしたけれども、10月3日にしか帰れなかったのであります。10月3日に帰ったときに、大騒ぎでありました。観光の業者は「山内、大変だよ、観光客が一人もいなくなっちゃった」。私も、観光をやったけれども、団長として右往左往するわけにはいきません。そういうことで、大変な思いで帰ってまいりました。県からもたくさんの方が出迎えておりましたけれども、本当に大変な思いで。

そういう放射能の問題のときに、宮嶋さんはちょうど当選して10カ月を迎えようとしておりました。議案を提出して、それは職員の給与の問題でありました。給与の問題でありましたから、

そういうことで、上佐谷に大会を19年に開きました。その結果、住民の署名をもらったり何かいたしましたら、区域外に出ているということで、県のほうにも陳情いたしましたら中止をさせてくれました。そして、その結果ずっと今までいたんですけれども、その中で驚いたことは、19年4月5日には、既に許可をもらった地主が埋め立てを実施する業者に売っちゃったんですね、そのまま。これは詐欺事件と同じであります。その者を処罰しないから、また今度は同じ業者が今申請をしているんです。

それで、陳情をしたり反対の看板を立てたりしました。宮嶋市長は、これらについてはすばらしく、先頭を切って県庁に行ってくださいました。それらについては感謝を申し上げたいと思います。

いろいろ協議をいたしました。がちが明きません。その中で、国定公園の問題がありますので、それらについても十分に聞きたいということでございました。私どもは、帰ってまいりましてから、お巡りが来まして、警察のほうに話しましたかということで、副区長とともに土浦警察署にも陳情に行きまして、オヌマさんという生活環境係ですか、からもあれは埋め立てが始まりますと、どうしようもありませんということでございましたけれども、いまだ行われておりません。12月10日からやるわけだったんですけれども、今までまだやられておりません。

その中で、条例がどのように変更する、国定公園まで入るということですが、どうなったかを答弁をお願いをしたいと思います。

次に、環境問題であります。

環境の中で、林道の問題があります。今、上佐谷地内は、上佐谷というのは850町歩もあります。非常に山がたくさんあります。大山、それから青木葉山と、そして雪入のふれあいの里に行くまでも大半が上佐谷の地面であります。そういう中に不法投棄がたくさんあります。特に、ヤズから上がってきた三ツ石公園の下、さらには私の山を通りました青木葉山林道、新しくつくった、ミヤカクさんの土地、そういうところにもたくさんあり、さらに峠を越す林道の中では金命水の上、ここには金命水というのがあります。そのところに休憩所があったんですけれども、その下にはいまだに300を超す洗濯機、冷蔵庫等が捨てられております。

これらはどのように整理をするのか。地主だ地主だって言ったって、地主のミヤザキさんは東京から来てやりません。たくさんのごみの山でございまして。これらの環境についてどう取り扱っていくかお答えをいただきたいと思うのであります。

さらに、林道の問題では、ヤズから上がっていったところに、上佐谷のヤズというところがありますね、カワラバさんのほうですけれども、竹山の中を林道が通ります。竹がたくさん折れています。これらがあって、この間の雪でも通れなくなりましたけれども、風が吹いても通れない。区のほうでやれといたって、区のほうでもやりようがありません。勤めている方はぎりぎり通っているんだということでございまして、これらの竹の管理、倒木に対する管理はどのようにしていくのか、お答えをいただきたいと思います。

保健行政の問題で、先ほども矢口龍人君からの質問もいろいろありましたけれども、市長は、非常に老人に対する、子育てだ子育てだと言って年寄りには死んじゃってもいいのかなと思うんですけれども。年寄りは黙っていても死んでいきますけれども。この少しの年寄りに対する喜び、77歳で7,000円、そして88歳、99歳、100歳のお祝い金は、これは650万くらいであります。

これらをいつもいつも何回も何回も提出をする。普通は不信任案であります。議員もあの選挙の苦しさを知っているから不信任案を出さないだけであります。ここらもよく考えて、子育てだから、子どもたちにやってからと。職員の給料を搾り取るようなことだから、みんな許していないのでありますから、そこらにはよくお考えをいただいて、私が言ったからとといったって、もう俺は答えているよと、さっきも答えたようでありますから、言いますけれども、ご答弁を賜りたいと思います。

長の政治姿勢なんでありますけれども、今言ったような観点から、長は改革をマニュアルに書いて、たくさんの方が共鳴いたしました。そして宮嶋丸が出帆して、ずっと順風満帆で来たようでありますけれども、なぜ議員までリコールしなくちゃならないんだということで、共鳴したらば共鳴した人たちの意見も十分に聞くのが政治であります。それを聞かない。だからみんな離れていった。そしてまた立候補するそうでありますけれども、たくさんの方からそういう話を聞いております。

昔、満州に満蒙開拓というのがありました。これは加藤完治という国民高等学校の校長さんが指導で、満州は侵略的な土地の方をやりました。これは侵略戦争と言われてるんですけども、たくさんの方の満州国は大連からハルピンまでですから、広大な土地を日本国が占めたのであります。そういう開拓に行った人たちというのは、大変なこともありました。そういう性格的なことが、いろいろ追い込んだらば絶対に言うことを聞かない、自分だけの本意で行く、これでは本当の政治ではないのかなと思います……

○副議長（中根光男君）

それでは、山内議員に申し上げます。ただいまの発言につきましては、議長において後刻会議録を調査の上、措置することといたします。

○15番（山内庄兵衛君）

次に、石岡の斎場の問題については、矢口龍人君からの答弁がありましたけれども、5億4000万であれば式場にまで入れるわけでしたけれども、いろいろ宮嶋さんは自分のほうでも後出せばということで。ここでは特例債が78%来るんですから、事実上3000万しか出さないで済んだわけです。したがって、式場が3倍とちょっとになってまいりました、石岡市と小美玉市の。そういうことで、大変な問題が起きて、今、署名運動も行っているようでありますけれども、これらについて変える意思があるのか、ないのか。先ほどは変える意思がないというけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

五輪堂橋の問題について。

五輪堂橋は、5000万くらい石岡市から出すということだったけれども、宮嶋さんはそれを切っけてしましまして、単独事業ということになって、やがて間もなく完成をいたします。栗田橋も8億5000万以上を出しながら、あそこにてきたとき、やっぱり地元の人というのは思い出を残したい。それなのに、通り初め、開通式というのはやらなかったわけですから、今度は五輪堂橋については高倉の住民、そして五輪堂の住民も願っているでしょうけれども、私は簡単でもいい、三世帯がいなければ、年寄りでも車椅子の人でも通り初めとって地元がしっかりと根をおろして通り初めをするのが本当ではないかなと思うわけでありまして、これらについてやる気があるのかご答弁をいただきたいと思います。

9つ目に、漁業の問題があります。

今、ワカサギ、そしてシラウオについては豊漁が続いておりますけれども、問屋は余り買いません。私は、いろいろとワカサギをもらったときに、シラウオをもらったときに北条あたりの知人にも持っていくと、これはどうやって食べるんですかと。まず県西地区あたりまでは生魚が行っていないのであります。これらについて、つくば市や下館、それから古河の方面にその拠点を設けて販路を設けたら、予約をとって、そして毎日運ぶようにすれば、相当の販路が伸び、漁民は助かるのではないかなと思うわけであります。アンテナショップもよろしいですけれども、漁民のためにこういうことをやる必要があるのではないかなと思うんです。それで、市長の所見をお願いしたいと思います。

10番目に、学校の問題でありますけれども、私も千代田地区の推進協議会長という立場でありますけれども、なかなか根をおろしていくと難しい問題があります。出島地区はそれなりに進んでいるということでありますけれども、もっともっと根をおろして聞いていきますと、本当に大変な問題があります。ここらも教育委員会としての所見をお聞かせいただきたいと思っております。千代田地区については、間もなく結論を出さなくちゃならないかと思うんですけれども、それらについて所見をお伺いいたします。

以上で第1回目を終わりますけれども、今、議長から申されたように、不穏当とみなされた部分だけは訂正をいたしたいと思っておりますけれども、私は侵略者とは申ししていません、侵略的と言っただけでありますから、ご研鑽をいただきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時12分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境行政について、ソーラー発電が質問漏れがございましたので、再度お願いいたします。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

大変失礼をいたしました。

福島第一原発以来、環境問題について、今自然エネルギーの問題が出て、宮嶋市長も塔を建てたりして原発廃止の線を出して、ソーラーを強力に進めるということについては称賛をしたいと思っておりますけれども、今、太陽光それから風力、ともに合わせて全国で19万7200以上の許可が出ているそうですけれども、その中に既に720、約4%くらいのものはっきりとしない問題があるそうであります。たくさん今ソーラーをつくり、そして杉材はチップ材、その木材はチップ材にしたりしてやっておりますけれども、これらが倒産したり、例えば台風でやったときには瓦れきの山であります。これらをどのようにするか。先々のことも考えなければ、たくさん。出島地区では20町歩のソーラーが2カ所やられております。もう上佐谷にもあるし、至るところにソーラー、ソーラーと、本当にソーラン節のようにソーラーがあります。

こういう問題について、環境課ではその瓦れきの処理の問題はどのように考えていくのか。これらは災害が起きれば瓦れきの山になります。ここらについてご答弁をいただければと思いますので、よろしく。あとは自席でやります。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

1点目、防災行政についてお答えいたします。

ご承知のとおり、避難所兼避難場所は、災害が発生し避難が必要となった際に、一定期間の避難生活を行う施設であり、現在、小中学校を含む市内19施設を指定しているところであります。

ご質問のように、小学校の統合により霞ヶ浦地区において6施設、千代田地区において3ないし4施設が空き施設となり、これらの施設を単純に廃止した場合、市内の避難所兼避難場所は現在の約半数となり、施設規模の観点から代替施設の指定も困難な状況にあり、収容人数や地域性の確保などを危惧しているところであります。

しかし、当該施設を避難所兼避難場所として維持していくためには、大多数の施設で耐震工事の必要性など多額の財政負担が伴うという課題がございます。そういったところから、現在、庁内組織であります行政調整会議において、用途等を含め検討を進めているところであります。

今後は、地域の皆様方のご意見等もいただきながら、最善の手法を検討してまいりたいと考えております。

2点目、放射能対策についてお答えいたします。

東日本大震災と福島第一原発の事故から3年がたち、これまで除染や放射線量といった話題が多くのメディアで取り上げられてきました。もちろん、人々の安全安心のためには正確できちんとした情報の発信は当然のことながら、一方で、そういった情報が本市のイメージを悪化させる面もありました。

本市としましては、放射線量の正確な把握や農産物の検査などによる風評被害対策を続け、原発事故でのマイナスイメージを回復できるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

本市の評価としては、東洋経済新報社が全国の都市を評価した住みよさランキングの関東ブロックにおいて、2010年が49位、2012年が21位、2013年が13位と、2011年は震災のため統計をとっておりませんが、2013年13位まで毎年順位を上げております。高い評価を受けていることでもありますので、本市が本来持っている魅力をさらに高め、発信していきたいと考えております。

まだまだ本市の魅力を伝え切れていない現状もあるかと思っておりますので、施政方針でも申し上げましたように、湖山の宝事業の推進や歩崎公園周辺での自転車耐久レースかすみがうらエンデュロといったシンボリックなイベントを充実させるなど、引き続きかすみがうら市ブランド湖山の宝を通じた知名度向上と効果的なイベントを核とした観光PR事業を展開し、イメージアップを進めたいと考えております。

3点目、環境行政については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の林道の管理については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、保健福祉行政についてお答えいたします。

本件は、昨年9月にもご質問をいただいたところで、ご質問の内容はこれまでの敬老祝い金の経過等からされているものと思いますが、国や地域のために多大なご尽力をいただき、今日の礎を築いてこられた皆様方に対する感謝と尊敬の気持ちというものは、私も大変強く持っております。

しかしながら、厳しい行財政状況の中で社会が持続的に発展していくためには、一定規模の人口を維持し、安心して生活できることが何よりも大切であり、今は子どもの増加がまずは第一と感じているところであり、子どもを育てることは老人を大事にすることにつながることから、これらの状況に対応するためにも、施策の変革が必要ではないかと考えております。

そして、孫子の世代が安心して暮らせる環境は誰しもが望むものであり、先輩方の意思にも準じているものと考えておりますので、削減の意味をご理解いただきたいと思います。

金銭等にかかわらず、感謝の気持ちは変わりはありません。ご理解くださるようよろしくお願いをいたします。

6点目の政治姿勢について、質問に沿ってちょっとお答えをしていきたいと思いますが、私が強権的に何か政治をやっているのではないかと、一方的な思い込みで政治をやっているのではないかと、そういう趣旨のことをお話しされたのかなと想像してお答えをさせていただきますが、私はそうした気持ちは全くございませんで、もう市民第一、市民目線で、絶えずそういった観点から行政に日夜当たっているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

7点目、石岡地方斎場についてお答えいたします。

石岡地方斎場式場の使用料金につきましては、本年2月13日に行われました平成26年石岡地方斎場組合議会第1回定例会において、式場等の使用料を改正する議案が提出され、かすみがうら市に住民登録を有する者の式場使用料は10万円と改定されました。

平成23年12月12日の石岡斎場組合正副管理者会議において、建設規模及び建設費の見直しによる費用負担軽減を提案した結果、計画の見直しで1億4000万円を軽減させ、式場については3市の合意により石岡市と小美玉市の2市の負担において整備したものであります。

また、新料金体系につきましては、他斎場も地域間の均衡を図る目的から料金の設定がされており、全国的な考え方としても、県内の平均値や近隣の斎場を参考として設定したものであります。

霞ヶ浦地区の方が利用しております霞ヶ浦聖苑につきましても、式場の整備はなされていないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡を図ることも必要であると思います。

これらのことから、石岡市と小美玉市の方は式場使用料が1回3万円となり、本市の方は10万円となっております。本市の利用者の方には石岡市と小美玉市と比べ7万円費用負担が増になりますが、計画の見直しにより約1億4000万円軽減されたことは私の行政改革の一つでありますので、この料金設定につきましてご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

8点目の五輪堂橋については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

9点目、漁業対策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

10点目の小規模学校を生かした学校振興策については、教育長からの答弁とさせていただきます。

す。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員の10点目のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問では、千代田地区の小学校の統合についてということでございますが、通告で小規模学校を生かした教育振興策についてというご質問でございますので、それに基づいて答弁をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

山内議員ご指摘のように、児童の学力面の向上など、小規模校には小規模校のよさがありますが、一定の規模での集団生活を送ることには多様な人間関係の構築やコミュニケーション能力の育成、切磋琢磨する体験の中での学力、体力の向上などのよいところがございます。

よりよい教育環境をつくり、より効果的な教育活動を展開するために、保護者や地域の皆様の理解と協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進めることとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

学区の問題につきましては、現在の小中学校適正規模化実施計画では、児童生徒の新しい環境への円滑な移行や地域との連携を確保するために、現在の学区を単位として統合を行うこととしており、次の計画において、児童生徒数の推移や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することとしております。

学区の弾力化につきましては、交通機関が発達し、人口が多く、人口密度の高い都市部では比較的容易ではないかと思えます。本市の状況では通学距離がかなり長くなるケースが想定されます。また、一般的に学区制は、地域の学校としてのあり方や施設整備や教職員の配置を計画的に進める上で重要な役割を果たしておりますので、慎重に丁寧に検証することが必要であると考えております。

千代田地区の小学校の統合につきましては、ただいま山内議員さんに統合委員長さんという役を担っていただいております。大変ご苦勞をおかけしております。私も大変ありがたく思いますし、心強く思っているところでございますが、なかなか意見の一致を見ないということで、3月17日にもう一度会議を開催するというところでございます。どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、環境行政についてお答えいたします。

1番の残土埋め立てについてお答えいたします。

水郷筑波国定公園特別区域内の土砂の埋め立てにおいては、自然公園法に基づき、土地の形状変更を行う場合は茨城県知事の許可が必要となります。

本市においては、土砂の埋め立てに対する規則について、市残土条例により規制しているところでもあります。以前までは、農地法を除く他法令については適用除外となっておりましたが、平成25年10月24日付で、上佐谷区長でもあります山内議員さん及び沼田副区長より市に対して土砂の埋め立て搬入反対を求める要望が提出され、これを踏まえて、自然公園法についても市残土条例を適用させるよう条例施行規則の一部改正を行い、平成25年11月1日より施行したところでございます。

また、埋め立て許可を受けた土地を売ってしまった場合の対策についてのご質問ですが、県へ確認したところ、国定公園区域内における工作物の設置や土地の形状変更による開発行為等の許可については、申請者のみにその解除をするものであり、売買等の所有権移転によって得た地位は継承しないことでした。よって、平成19年3月15日茨城県知事許可で行われた土地の形状変更については、当初の行為者である申請者が事業主体となっている状況であるため、今後新たな行為者が開発行為等を行う場合は、その行為者が新たに申請する必要があるとのことでもあります。

その後の状況でございますが、平成25年11月7日に自然公園法に基づく土地の形状変更申請が県へ提出されましたが、申請書類の不備及び修正等により、現在のところ受理されていないとの報告を受けております。

今後も引き続き、県と情報を共有しながら連携を図るとともに、現場の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、2番、ごみの不法投棄についてお答えいたします。

林道等の道路敷地や公共用地に不法投棄されたものにつきましては、市において撤去処分を行っております。民有地に不法投棄されたものの処分につきましては、クリーンセンターにおいて処分可能なものは処分料を免除する制度をご利用いただければと思いますが、冷蔵庫等の廃家電につきましては、その土地の所有者の方の責任において撤去処分をしていただくこととなります。

ご指摘のように、人目につきづらい場所におきましては、不法投棄が絶えない状況にあります。市といたしましても、不法投棄防止の看板設置や不法投棄監視員によるパトロールの強化を図り、その情報提供による不法投棄の早期発見及び早期対応に努めてまいりたいと思います。

また、林道だけに限らず、市内全体をきれいにすることによりごみを捨てられない環境づくりを目指し、引き続き市民全体のマナー向上を図るため、広報紙やホームページ上に不法投棄防止の意識啓発に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ソーラー発電についてお答えいたします。

現在、本市においては、再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業及び太陽光発電事業者と用地提供者をマッチングするソーラー発電事業、さらにはソーラー発電用地に係る固定資産税の軽減措置の支援事業に取り組んでいるところであります。

ソーラー発電事業者が設置した発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づいた設備認定を受けたものでなければならぬため、倒産した場合、その後の設備については倒産後に継承する事業者が国へ維持管理等の保証を行えば継続して使用できますが、その保証ができなくなった場合は設備認定が取り消されてしまうために使用ができなくなります。

また、太陽光発電パネルの処分についてソーラー発電事業の公募事業者を確認しましたところ、使用済みのパネルの処分については事業者が回収し、産業廃棄物として委託処理されていることが多いとのことですが、太陽光発電設備が普及してから年数が経過していないため、具体的な廃棄物としての処理方法が定まっていないとのことでもあります。

現在、国では太陽光発電パネルの廃棄物の適正処理及び再資源化に向けて取り組んでいることから、今後の経緯を見守るとともに、自然エネルギーの有効活用を図りながら、環境に優しいまちづくりを推進していきたいと考えております。

4点目、林道の管理についてのご質問にお答えいたします。

林道の管理につきましては、通常、定期的な巡回確認により、その都度状況に応じ処理を行っております。しかしながら、台風や豪雨、積雪等の後は、山内議員さんのご指摘のとおり、確かに倒木や枝の落下等が多いと存じますが、台風通過時に現地にての対応は二次災害の危険性も考慮しなくてはなりませんので、天候が回復してから担当課職員による現地確認後の対応となりますので、若干のタイムラグが生まれるかと思われませんが、なるべく早急な対応を心がけております。

また、林道の状況につきましては、雪入ふれあいの里公園の指定管理者や猟友会等からも情報提供を受けて確認を行っておりますので、これからも協力し合いながら林道の管理を行ってまいりたいと思いますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、9点目、漁業対策についてのご質問にお答えいたします。

ワカサギやシラウオなどの販路拡大を考えてはどうかのご質問ですが、現在本市では、水産加工品の販売促進を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合かすみがうら市支部に対し、イベントでの無料配布や試食即売などの事業の助成をしております。年間108万円、総事業費の2分の1以内の上限のいっぱいでの支出でございます。

主な活動としては、都心部や中核都市、県内などで開催される各種イベント時に出展し、ワカサギやシラウオ、カワエビなどの各種水産加工の販売PRを推進しております。行政といたしましても、本市の特産と言えるこの霞ヶ浦の水産物をPRすべく、都内の県産品の販売拠点でもある茨城マルシェを初め、埼玉県のエオンレイクタウン、栃木県のベルモール宇都宮店などの巨大ショッピングモールでの販売PR、県内でも下妻市商工祭や常総市のふるさとまつりなど、イベント出展に当たり積極的な活動支援に取り組んでおります。

現状としては、こうした水産加工品のPR支援に取り組んでいますが、特に近年、ワカサギ、シラウオが豊漁であり、焼きワカサギへの加工をするなど、豊かな水産資源を活用することが地域の活性化へもつながると考えておりますので、今後とも県内・県外問わず積極的な販売PR支援を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

山内議員の8点目、五輪堂橋についてのご質問にお答えをいたします。

五輪堂橋改修工事の進捗状況でございますが、現在、橋梁上部工を施工しており、完了が3月末となります。

今後、高倉地区及び県道土浦・笠間線への取り付け道路工事を発注するものであり、五輪堂橋改修工事の完成時期につきましては7月末を予定するものでございます。

また、五輪堂橋の開通式で渡り初めを実施するかとのご質問でございますが、五輪堂橋開通は市にとっても大変喜ばしいこととありますことから、今後、県、地元区長さんなどのご意見を伺いながら協議してまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

環境問題で、林道にたくさんの方々が要するに冷蔵庫、それから洗濯機等が、個人にあるから全然それらについては持ち出せないということですが、あれははしたにあるんじゃないんですよね。これらは、やっぱりきれいにしなければ。あの金命水のところは、金命水に来ている人たちがボランティアでみんなやってくれたそうですけれども、上のほうはやらないんです。非常に多い。これらについても考えなければならぬのではないかなと思いますので、ご答弁いただきたい。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先日、山内議員さんにご指摘いただいた周辺等も確認してまいりまして、確かに冷蔵庫、テレビ等のものが道路から投げ捨てられ、のり下の所有地に散乱しているという状況は確認してきました。ただ、現在のところ、やはり民地という扱いでございますので、先ほど答弁したようなことしか現在答弁できませんので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋市長の政治姿勢のところではしゃべるのが延びておりました。今回、宮嶋市政の中で、結婚相談員が廃止されてしまった。それらについても案件は出ておりますけれども、実績がないからということだけでこれは廃止した。これは大変な地域で問題があります。というのは、実績がないからといって、宮嶋さんのお嬢さんもこの結婚相談員によって縁談が結ばれて、宮嶋家の吉祥の立役者となったわけでありまして。会長さんとそれから亡くなられましたコマツさんの関係で縁談が決まったと。その後、何年かはなかったんですけども、この間、その話が出た途端に、大峰のほうに農家が決まりまして、これも相談員の方でありました。

もう夢と希望を与え、そして担い手を奨励していく中では、どうしても結婚相談員というのは実績じゃなくてもそれらはやっていく間に実績が上がる。今、非常に女性のほうの、何がだめで、男性が少しだらないところがあるんだと結婚相談員の全国の会長は言っておりますけれども、そういうことで結婚相談員の廃止はやっぱりだめだと思っておりますので、農村部を考えて、いろいろな機

会はありますけれども、農村部で百姓をやっている人というのは非常に機会が少ない。結婚相談員はぜひ残してもらいたい。それについて、議案は出ていますけれども、私の質問でお答えをいただければと、ある程度、お願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

結婚相談員制度につきましては、事業仕分けの結果、廃止するべきものということで、その方針にのっとって石岡地方の協議会ですか、そこから抜けるということを昨年初めに申しまして、昨年、25年度につきましては負担金を払ったわけではありますが、26年度についてはもうやらないということで、あとは県で実施している出会いサポートセンターは非常に実績が上がっておりということで、こちらに市の負担金も出しております。そういったことで、市のほうにも9人サポーターが、県のほうに登録しているサポーターが9人いるということではありますが、そういったほうに今後はお願いをしていこうと思います。

また、かすみがうら市の結婚相談員の方で、みずから結婚相談員をやめまして、民間人としてのいわゆる営業的な結婚相談業務を展開しておられる方もいらっしゃいます。そういった民間の力にも今後はお願いしていくのがいいのではないかなど、事業仕分けの結果を踏まえてそういうことになりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

事業仕分けの人がどういう考えでそうなったんだかわかりませんが、どういう理由で結婚相談員を廃止したんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

さきの全員協議会のほうでも、昨年行われた、8月に行われた事業仕分けの結果ということで、市民の代表者の方の仕分け人の方とかの説明をいたしまして、その後、今後の方針ということで、そういった流れのことを説明させていただきました。

そういうことで、市長のほうからもお答えがありましたけれども、無作為に選んだ方からの市民判定人の方とか、そういうことで、そうした方の意見から多かったものが結婚相談員の支援事業ということになったと思います。

よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

その仕分け人がどういう考えで、実績が上がらなかったからというだけで、農村に夢も希望も捨てさせろということですか。それは、今市長が言った言葉はわかりますよ。ほかのほうに転嫁すると。だけれども、地元でなければ、これは雪入の石塚さんが会長をやっているらしいです

けれども、非常に農業委員会の中でも何人か相談員がいますが、嘆きが多いです。

これは、隣接町村でも問題になっているんです。何が仕分け人が、何がおもしろくなくてそれを外そうとしているのか、教えてください。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事業仕分け人の方は、そういったおもしろいとかおもしろくないとか、好き嫌いでやっているのではないと思います。いわゆる事業仕分け人の方の意見等を見ても、結婚とか恋愛というのは本来個人のいわゆる問題であると。今はみずからいわゆる結婚しないという選択を選ぶ方もいますし、結婚しないで子どもを産むという方もいるわけでありまして、非常に多様化した生き方がございます。必ずしも行政として、非常に効果も薄いものを行政として取り上げる必要があるのかというのが、それはどちらかといったら個人の問題じゃないのと、そういう意見が強かったと、こういうふうに伺っております。そういった点で、私も、時代も変わったものだなと思いますが、そういう趣旨をご理解いただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

憲法第24条を引用して言っているようでありますけれども、個人同士の合意のみ。ただし、二十にならなければ親の承諾が要るのが結婚の条件であります。第24条でありますけれども、そうじゃなくて、農村部は非常に恋愛ができないところなんでありますよ。したがって、やはり結婚相談員の力というものも相当あるわけであります。だから、仕分け人が、宮嶋さんのところのお嬢さんも結婚相談員だと私は言っているでしょう。だから、結婚相談員によって自分のうちの福が生まれたということでもありますから、俺のところはこうなったんだよくらいのことは私は仕分け人に言う必要があるんじゃないか。時代が変わっても変わらなくても、恋愛の仕方はいろいろありましようけれども、やっぱりもう少し結婚の問題については篤と取り組んでもらいたいと思います。これは要望でよろしく。

教育の問題でありますけれども、適正規模を打ち出したのは昭和31年で、当時の文部省が打ち出したのであります。その後、40年代になって、週休2日制、ゆとりと充実の時間というのを設けてまいりました。そして、国はそれを実施しました結果、ゆとりと充実は、充実じゃなくて不良化の問題になって、非常に学校が荒れるようになった。昭和、そして平成になって、文部科学省はそれを改正して、今度は小規模校のゆとりと学力の向上ということに変わってまいりました。

60年も前の話を持ち上げるんでなくて、もっと小規模でも学力の向上、例えば上佐谷小学校、今の中学1年生はこの間の学力テストの中で、去年やった中で67点余計であります。今の6年生が17点、今の5年生が37点オーバーしております。しかも、小規模学校だけれども、リコーダーコンテストにおいては団体、個人とも優秀賞であります。体力についてはどうかといったら、陸上競技のリレーでは、あの小さい学校でも小学校3年生まで入って、かすみがうらでは2番目に入っております。そして、ある子どもはテニスで全国大会に今出ようとしております。そういうふうに、決して体力、なにも劣りません。

そういうことで必ずしも、私はドイツの教育のことを言っていますけれども、5人に1人の先生があつたソユーズという宇宙船を上げるようになったんだとこの前も言っておりましたけれども、アポロは金の力でやったから倒産したんだと。ドイツの教育の方針はやっぱり見習っていかなくてはならない。

小さければできない。ある議員さんは、小さいからいじめられると。これは、いじめられるところがあつたんです、七会地区には。私らもいじめられて、耳の鼓膜がありません。ランチに遭いまして。毎日うちへ帰ってくるのには、シマギのほうを通過して帰ってきましたけれども。それは、学校そのものの性格が代々引き継がれたところがあるわけです。ランチというもの、いじめというものがあるわけです。そうじゃなくて、やはり教育の充実というものに全力を投球しなければなりません。

今、志筑と上佐谷の生徒は非常に成績がよいと。さらに、七会からもこの間東大を出た人があります。そのように、下稲吉地区でも、非常に下稲吉は荒れている。人数が多ければ荒れている。さらにそれらは多ければ多いように、少ないところにバスをチャーターしても小規模校に持ってきて、充実した教育をする必要もあるのではないかなと、私はそう思うけれども、教育長の答弁をお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

先ほどの答弁とダブるところもあるかと思いますが、確かに上佐谷小学校は現在小規模校でございます。本当に少ない人数ではありますが、学校花壇でも県の知事賞をとったり、それから学力も平均点が非常に高い。また、音楽や運動面でもよく頑張っておって、本当にまとまりのあるいい学校である、いい学校経営をしているなど、私は、校長先生初め先生方、それから地域の応援してくださっている皆様方に感謝をしているところでございます。

しかし、以前から言っていますように、子どもたちが多くの子どもたち同士、多くの大人に接することによって伸ばせる能力というのもございます。社会に出て生きていく力と言ってもいいでしょうか、コミュニケーション能力とか、人間関係調整能力とか、そういうものは小さいころからずっと多くの子どもたちに接することによって培われるということがございますので、学校統合によって適正規模化を進めて、よりよい教育環境をつくっていかうと今進んでいるところでございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

小さいけれども見劣りしないでいろいろ、沼田学園の校長も上佐谷小学校出身であります。土浦にも上佐谷校出身の議員が2人います。ここにも4人います。校長も上佐谷小学校から16人、村長も2人、助役が4人出ています。小さいながらも、地域がやれば全然、前の市長は、鈴木市長は上佐谷小学校は二十四の瞳まで守るんだと言っておりましたけれども、それほど小規模でもきちんとした学校は残していかなくちゃならない、私は思うんであります。

今回の合併の問題は、私が委員長でありますけれども、どうなるかわかりませんが、最

終の皆さんの意見を聞いて決定をしたいと思っておりますけれども、やっぱり教育の方針は、菅澤教育長は平和教育をしたりすばらしい教育長であります、しかし、それらの小規模の考え方もやはり充実をする教育を考えてほしいなど私は思う。これは要望で終わらせていただきます。

イメージの問題でありますけれども、政治姿勢の中で、茨城県は一昨年は46番のイメージで、そして去年は47番に落ちてまいりました。市長がこの市のイメージを上げてもらいたいと、私はそういう考えがあります。

まず、出島地区には高島易というのがある。これは出島の出身である。それから、太鼓のおはやし、トントコトンと、あのおはやしも出島出身である。ソーセージの何も、折本良平氏もそうであります、帆かけ船。そして、業者については水産加工業者で日本一が1軒、ゴマでは日本一が1軒、サツマイモでも1軒あります。さらに、千代田地区に来れば、長谷川茂造さんという人がクリを始めて以来、兵藤直彦さんを初め、クリの苗木の先覚者、そして梨の山口、鈴木の先祖の問題でこれは土田梨が非常に地下水が低い、そういうところで根がたくさん深くまで入れる、さくさく梨で、これは東京の市場を優先したときがあります。そういうふうには、果物、苗木、そういうものでは日本一を誇るものがたくさんあります。こういうものを中心に、レンコンは今日日本一になろうとしております。土浦地方は日本一であります。

そういうことで、これらを生かして日本一のイメージをたたえるように、ひとつ市長の考え方を聞かせたい。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員の郷土を愛する熱意には、日ごろから敬服しているところであります。やはり、そういった郷土に誇りを持つという、上佐谷に誇りを持つということは大変大切な心でありまして、かすみがうら市としても、来年は市が合併して足かけ10年ということで、10周年記念ということで、施政方針の中でも申しましたが、郷土に誇りを持てる子どもたちを育てると、そういった意味も含めまして、郷土の偉人を漫画にして各戸に配ろうというような構想も今あるようでありまして、いずれにいたしましても、この郷土を愛する気持ちを大切にしたいと、こういうふうにも日夜思っているところでございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

筑波風土記を書いたのは、高橋虫麻呂という国府に来ていた京都の高官でありますけれども、筑波風土記の中で、新治、筑波を過ぎて幾夜か寝つる、この歌はヤマトタケルノミコトが霞ヶ浦を上ってくるときに、筑波と雪入の山並みのシルエットがすばらしい、そしてアラハリ川、今の天の川はアラハリ川といったんです。これはニイバリ川といいます。そして、ここの裏のところのお宮に泊まって、稲吉という名前をつけ、稲がいいから米がいいなということは稲吉。そして、山梨県に旅をしたときに、旅人に、一緒にかがり火をたいていた召使に、きょう、かがなべて幾日になるんだと聞いたら、新治、筑波を過ぎて幾夜か寝つるは、かがなべて日には十日よ夜には九夜よと返した歌が酒折に見当たります。それは、筑波風土記を読んだ人は、山内言っている

違うぞと、それは向こうの筑西のほうだと言うけれども、私とコンドウキヨシさんは、いやこつちだと。情景が全く違う。ここの情景が、このすばらしい地域、このイメージこそ売らなくちゃならない。

そして、土浦の殿様、土屋相模守9万5000石は、山ごと領地といたしました。わずか6町歩ですけれども。そこでつくった麦、大豆は最高のもろみができた。これをしょうゆとして、しょうゆを売りに出した。そして、土浦の産物として筑波山のほうを見て、筑波のほうからたくさんのおいしいものができるので、しょうゆのことを七色または紫というのであります。こういうのも上佐谷の山本山のふもとの山里の集落から生まれた、こういうことを歴史上にもなっております。

そして、志筑の殿様は旗本8500石立て、政治を統制した旗本でも指揮をした人でありまして、緋の衣を着ていた、そういうものがありまして、歴史上でも非常にここは、また下佐谷には佐倉惣五郎と同じことをやった、与惣左衛門という人がありますけれども、そういうふういろいろな人物や何かがあります。こういう歴史もたどりながら、……たどって、このかすみがうらのイメージを最高に私は上げていただきたいと思うわけであります。要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月6日定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時00分